

令和7年度 土地政策研修

地籍調査の概要（一筆地調査の概要と事例について）
（参考 測量の基礎知識について）

令和7年 7月11日

中部地区土地政策推進連携協議会

（一社）日本国土調査測量協会

専門技術委員 今泉博幸（大同コンサルタンツ株式会社）

次 第

1. 日本国土調査測量協会のご紹介
 2. 地籍調査の概要
 3. 地籍調査の進捗
 4. 国土調査法の改正・土地基本法の一部改正、地籍調査の円滑化・迅速化について
 5. 現地調査等の手続きの見直し
 6. 地籍調査の迅速化（都市部・山村部）
 7. 一筆地調査について（概要）
 8. 現地調査における所有者不明土地等の事例
- 参考1. 測量の基礎知識（測量の基準）
- 参考2. 地籍調査関係通達等（令和5年度～令和6年度）

1. 日本国土調査測量協会のご紹介



■協会の概要

- ◆沿革 昭和29年 8月11日 任意法人設立（会員35社）
昭和35年 7月11日 社団法人に移行（会員42社）
平成25年 4月 1日 一般社団法人に移行
令和6年（2024年） 創立70周年

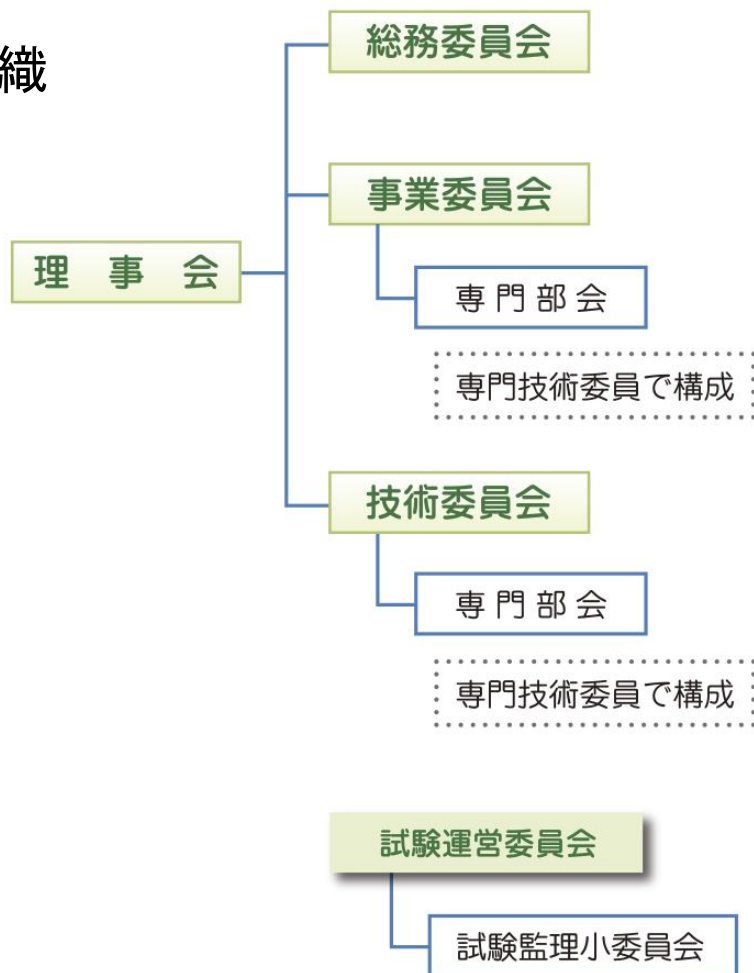
- ◆目的 当協会は、国土調査事業の普及活動の実施並びに会員の測量技術の向上を図り、もって国及び地方公共団体等の行う国土調査事業の推進に資することとしています

- ◆事業
 - ・国土調査事業の普及活動
 - ・国土調査に関する調査及び研究
 - ・国土調査に関する技術向上のための講習会の実施並びに図書刊行物の発行
 - ・国土調査事業に関する業務の委託
 - ・その他目的を達成するために必要な事業

- ◆会員数 全国9地区377社（令和6年4月現在）
北海道地区（22）東北地区（21）関東地区（92）北陸地区（28）
東海地区（47）近畿地区（53）中国地区（23）四国地区（16）九州地区（75）

1. 日本国土調査測量協会のご紹介

■ 組織



2. 地籍調査の概要

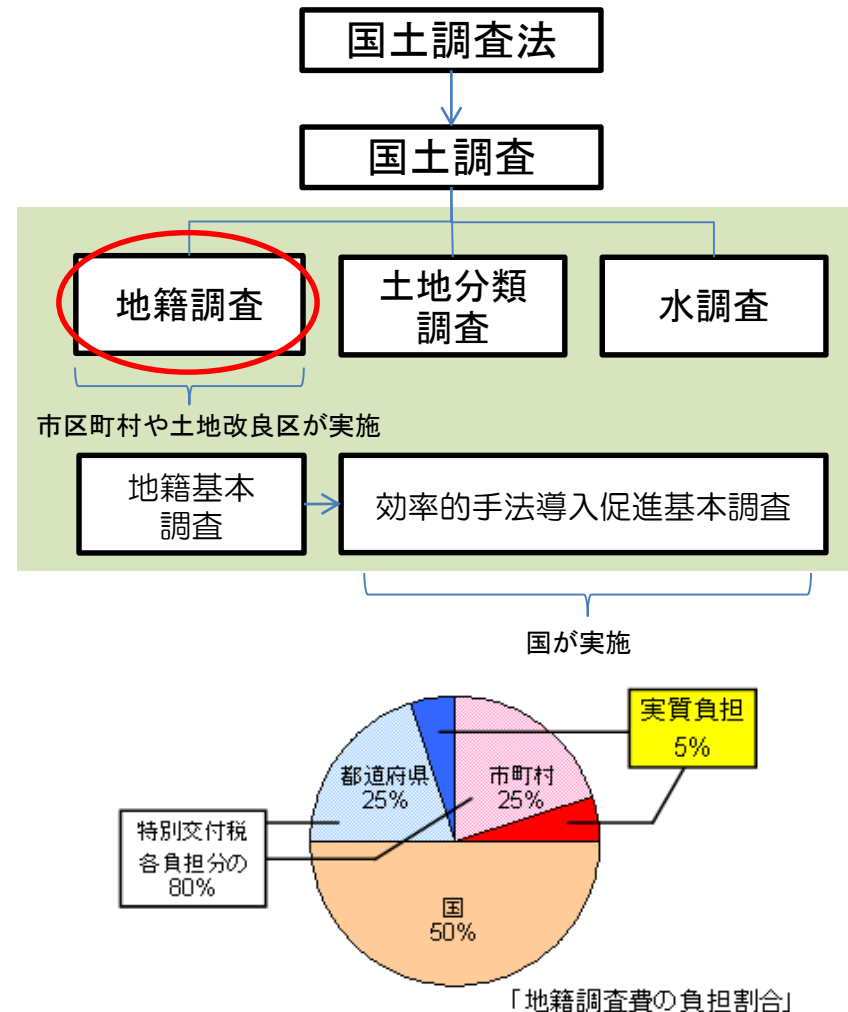
■ 地籍調査とは

- 国土調査法に基づいた「国土調査」の一環として実施される調査。
 - 土地の一筆ごとに、所有者、地番、地目を調査、境界及び地積を測量し、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）にとりまとめる調査。
 - 市区町村や土地改良区等が行う「地籍調査」と、地籍調査の基礎として国が行う「都市部官民境界基本調査」及び「山村境界基本調査」がある

令和2年度からは上記境界基本調査の名称は、**効率的手法導入推進基本調査**に変更となりました。

市町村が行う「地籍調査」の経費

- 1/2を国が補助、残りの経費の1/2(全体の1/4)は都道府県が補助
- さらに市町村や都道府県が負担する経費の80%は特別交付税措置の対象、**実質的な市町村の負担は5%**



国土交通省「地籍調査Webサイト」より
<http://www.chiseki.go.jp/>

2. 地籍調査の概要

■ 地籍調査が未実施だと

- 現地と登記所地図（公図）が合わない
- 登記簿の面積（地積）と実測面積と異なる
- 土地（筆）の境界（筆界）を確認（復元）できないなどの問題が発生しやすい。

更に！

■ 未実施だと様々な支障がでる。

- 土地の境界が不明確なため、土地取引が円滑に出来ない場合がある
- 公共事業や街づくりなど都市再生への支障となる
- 災害復旧の遅れ
- 公共用地（道路や公共施設等）の管理の支障となるなど。
- 適切な森林管理等への支障となる

また、地籍調査がなかなか進まない要因の一つに、認証遅延や筆界未定地の問題、土地所有者の高齢化などの管理不全土地問題等があります、それらの一部が、所有者不明土地問題に起因していることも否めないと考えられています。

公図



地籍図（地籍調査後）



国土交通省「地籍調査Webサイト」より
<http://www.chiseki.go.jp/>

我が国における土地に関する調査の歴史

701年 班田収授法 (大宝律令の制定)

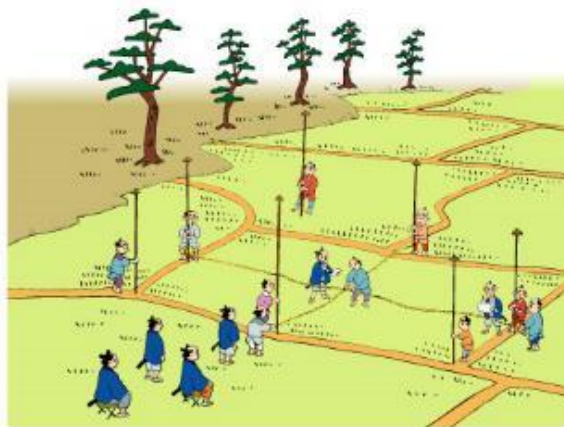


- 人民の戸籍・計帳を作成
- 土地の国有化（口分田）
- 口分田として人民に分与



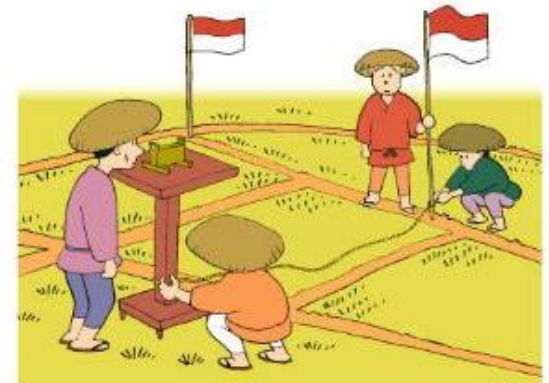
太閤検地帳（松山市HP）

1582年 太閤検地



- 全国規模で行われた日本で最初の土地調査
- 農民の田畑の**一筆**を測定
- 面積、等級、収穫見込み、耕作者を確定

1873年 地租改正



- 明治政府が地券を発行し、土地の所有者を確定
- 納税義務を課し、課税を物納から金納に移行
- 縄や竿による簡易測量
- 約8年で全国の図面を整備

国土交通省「地籍調査Webサイト」より
<http://www.chiseki.go.jp/>

2. 地籍調査の概要

地元説明会等で、地元地権者・関係者の方々に説明する内容と同じです。

■ 地籍調査の実施によるメリット。

－ 災害の復旧

- 万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速にとりかかることが可能です。

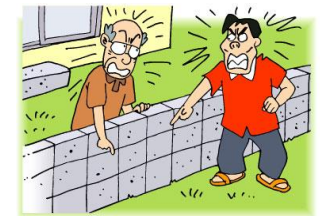
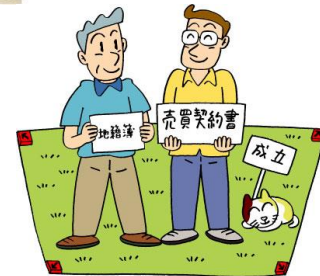
－ 土地取引の円滑化

- 地籍が明確化されることで、土地取引や開発事業の用地取得が円滑となり、土地の流動化や有効利用を推進するための基礎ができます。

境界

－ トラブルの未然防止

- 一筆ごとの土地の境界が土地所有者等の立会で確認され、数値データとして記録・保存されるため、将来の境界紛争が未然に防止されます。
- 土地取引や相続が円滑にできるようになり、個人資産の保全及び地域の安心につながります。



国土交通省「地籍調査Webサイト」より
<http://www.chiseki.go.jp/>

2. 地籍調査の概要

■ 地籍調査の実施によるメリット

－ 課税の適正化

- 土地一筆ごとの正確な地目や面積が把握されるため、**課税の適正化・公平化**を図ることができます。
- 成果を数値的に管理することにより、課税事務に必要な土地異動情報を正確かつ効率的に把握できるようになります。



－ 公共事業の円滑化

- 計画当初から取得すべき土地の正確な境界や面積を知ることができ、**適切な計画立案**が可能となります。
- 既に土地所有者等で確認された境界を復元することで、**円滑な用地取得**とこれによる各種事業の円滑な推進に寄与します。



以前、地籍調査の現場で、地元の地権者の方から「地籍調査は税金を沢山とるためにやるんやろ」、「まるで平成検地やな」などと太閤検地に準えて揶揄されたこともありました。

その時、「この調査は課税を平等に公平するための調査でもあります」と説明したことを憶えています。

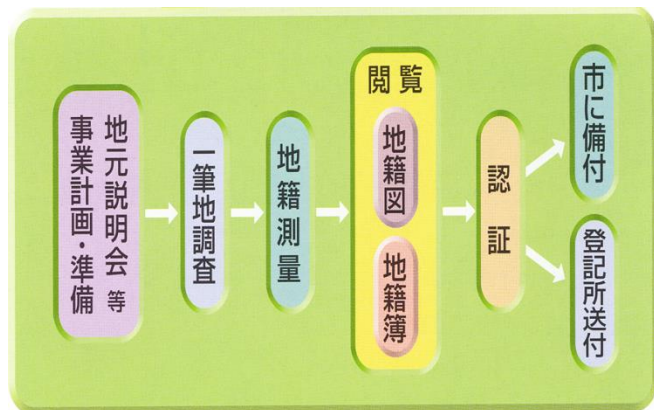
国土交通省「地籍調査Webサイト」より
<http://www.chiseki.go.jp/>

2. 地籍調査の概要

■ 地籍調査の作業手順

次に、地籍調査の作業工程（手順）です、事業計画・準備から始まり、調査結果を登記所に送り、登記がなされて事業が完了いたします。

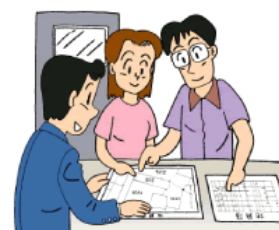
この作業工程のうち、赤破線で囲ってある、一筆地調査の工程、境界（筆界）の確認・確定作業が、所有者不明土地問題にも関連する、所有者の探索を行う工程として重要な作業工程になります。



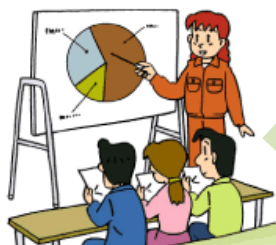
境界の確認



一筆地調査



国土交通省「地籍調査Webサイト」より
<http://www.chiseki.go.jp/>



2. 地籍調査の概要

地籍調査のA～H工程のうち、E工程が所有者の探索など所有者不明土地問題等にも関連する工程が、一筆地調査工程です。

■ 地籍調査の作業工程

工程大分類	工 程 名 称	備 考
A工程	地籍調査事業計画・事業手続	地籍調査事業実施主体における工程
B工程	地籍調査事業準備	同上
C工程	地籍図根三角測量	基本三角点等を基礎としての測量作業
D工程	地籍図根多角測量	地籍図根三角点等を基礎としての測量作業
E工程	一筆地調査	地籍図・地籍簿作成の基礎となる作業です。
FⅠ工程	細部図根測量	地籍図根多角点等を基礎としての測量作業
FⅡ工程	一筆地測量	地籍図原図を作成する作業
G工程	地積測定	毎筆の土地の面積を計算する作業
H工程	地籍図及び地籍簿の作成	閲覧、誤り等訂正、数値情報化、認証申請

2. 地籍調査の概要

- 地籍調査の作業工程（E工程～H工程）は一つの地区を概ね5年間かけて行います

E工程：土地所有者の探索や、筆界の確定に関わる工程、この1年目、2年目の調査が大変重要。

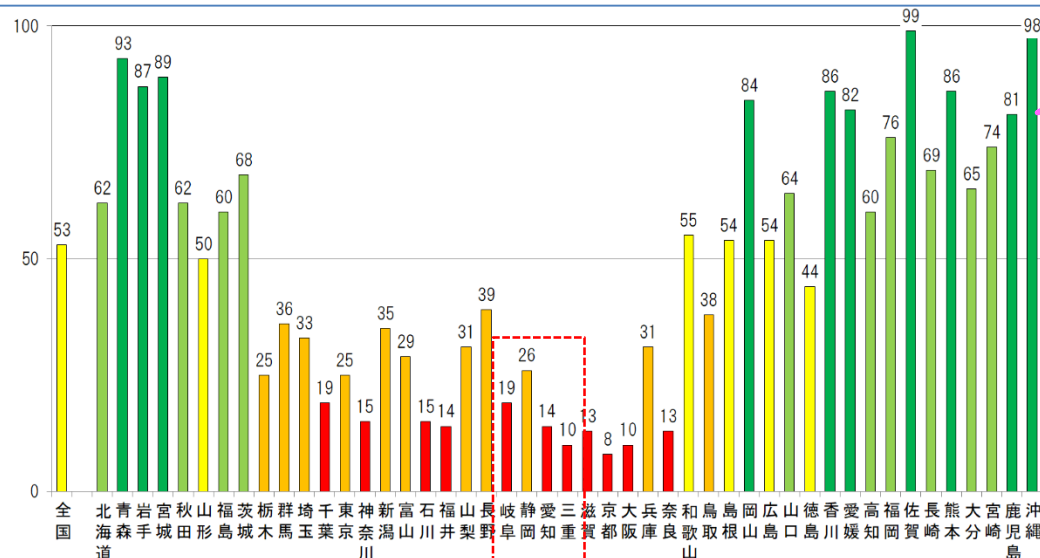
- 1年目**
 - ・法務局の地図（公図）、登記記録、地積測量図等を収集・整理
 - ・土地の所有者等の調査及び法定相続人を調査（追跡）を行う。
- 2年目**
 - ・調査に先立ち地元説明会を実施し、一筆地調査を行う
 - ・土地所有者等の立会のもと、個々の土地の境界を確認してもらう
 - ・立会終了後に一筆地測量（観測）作業を行う。
- 3年目**
 - ・地籍測量（地籍図・地籍簿の作成）
 - ・測量結果に基づき、面積計算と図面作製を行い地籍図・地籍簿に取り纏めます。
- 4年目**
 - ・成果の閲覧・誤り訂正申し出
 - ・測量した結果（地籍図・地籍簿）を確認（閲覧）してもらう
 - ・測量した結果について、誤りや疑問がある場合は土地所有者等は申し出る。
- 5年目**
 - ・成果の認証、登記所送付
 - ・地籍調査成果を県知事の認証及び国土交通大臣の承認を受けます。
 - ・地籍図、地籍簿の写しを登記所へ送付します。
 - ・法務局に不動産登記法第14条第1項地図（新しい地図）が備え付けられます。

3. 地籍調査の進捗

■ なかなか進まない地籍調査

- 調査対象区域における進捗率（令和5年度末）
 - 全国平均で**53%**
 - 中部地方は**20%未満**と特に進捗率が低い

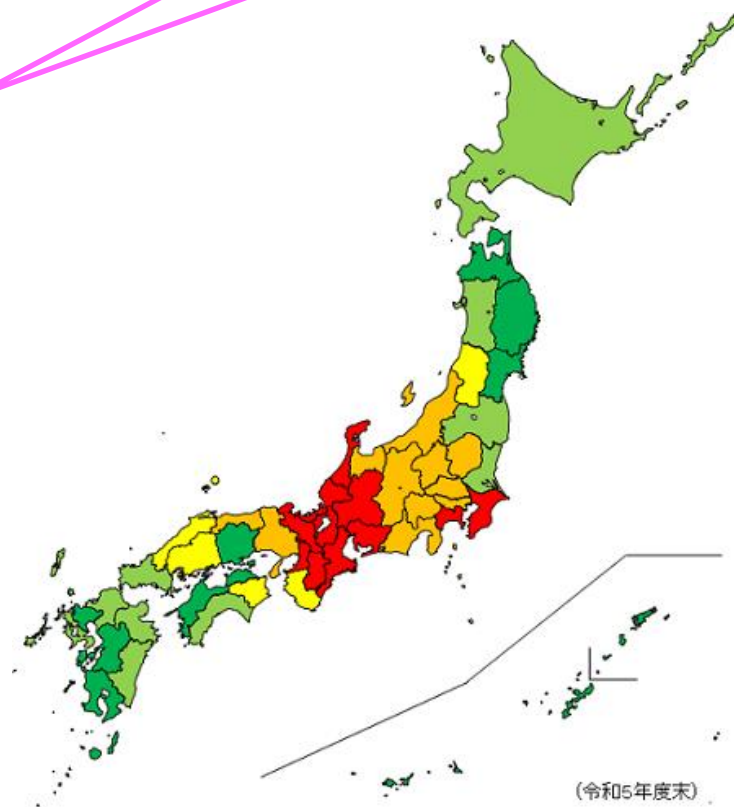
(%)



東海4県の平均は約17%

国土交通省「地籍調査Webサイト」より
<http://www.chiseki.go.jp/>

このグラフに示されているとおり、現時点で東海地区の進捗率が全国的にみても低レベルであるのがわかります。



(令和5年度末)

地籍調査の進捗について

■ なぜ地籍調査が進まないのか

- 筆界未定を回避するため土地所有者等の探索や筆界の確認に時間を要しているのが現状です。
 - 都市部では土地所有者等の権利意識が高い
 - 都市部の土地は細分化され土地の権利関係が複雑
 - 地籍調査において「筆界未定」となると影響が大きい（土地取引の支障など）
- 各種調査や資料等が十分活用されていない？
 - 「効率的手法導入促進基本調査」の調査・測量成果の活用
 - 民間の測量成果を地籍調査の成果として取り扱う制度（国土調査法第19条5項指定制度）の活用
 - 個々の土地取引における登記申請の添付書類（地積測量図など）の活用
- 山村部での調査の困難さ
 - 調査対象面積が大きい
 - 土地所有者等の高齢化や不在村化がある

これらの影響もあり、境界確認が困難となっています。

地籍調査での活用は限定的となっているのが現状です。

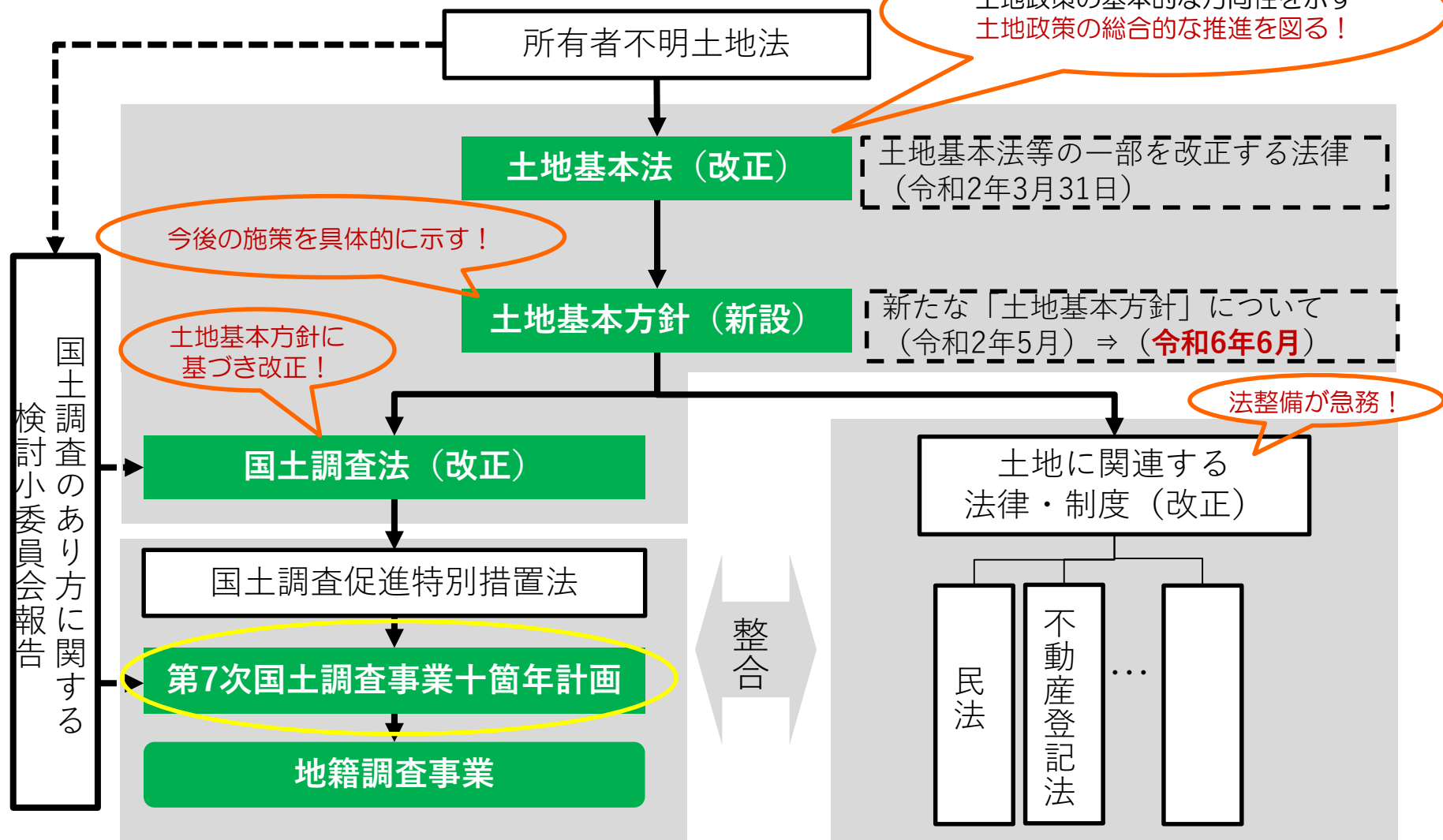
境界の確認が困難、調査実施の支障となる

その為、測量手法の効率化が急務と言われ始めました

国土交通省
国土調査のあり方に関する検討小委員会 報告書
(令和元年6月28日)より

4. 土地基本法等の一部改正、地籍調査の円滑化・迅速化（概要）

土地基本法等の一部を改正する法律



4. 土地基本法等の一部改正、地籍調査の円滑化・迅速化（概要）

土地基本法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 人口減少、土地利用二ーズの低下 → 所有者不明土地や管理不全の土地が増加
- 所有者不明土地等の増加 → 生活環境の悪化の原因やインフラ整備や防災上の重大な支障となる。
- 人口減少社会に対応して → 土地政策を再構築する、地籍調査の円滑化。迅速化へ。

法案の概要について

(1) 「土地基本法の改正」：土地の適正な利用・管理の確保

1) 土地の適正な利用・管理のための「土地基本方針」を創設されました。

- ・ 土地に関する計画制度に「管理」の観点を追加
- ・ 土地の需要喚起と取引のマッチング、有効利用の誘導 など

2) 所有者不明土地・管理不全土地の発生抑制・解消を目指す。

- ・ 地籍調査の円滑化・迅速化、不動産情報の充実・最新化等を図る取組みを加速

(2) 「国土調査法等の改正」：地籍調査の円滑化・迅速化

1) 新たな国土調査十箇年計画の策定

2) 現地調査等の調査手続きの見直し

3) 地域特性に応じた効率的調査手法の導入です。

令和2年5月26日閣議決定
令和3年5月28日変更
令和6年6月11日変更

第7次国土調査十箇年計画！

4. 土地基本法等の一部改正、地籍調査の円滑化・迅速化（概要）

地籍調査の円滑化・迅速化（国土調査法等の改正）

地籍調査について、円滑かつ迅速な実施を図るための措置を講じるとともに、効率的手法の盛込んだ、第7次国土調査事業十箇年計画を策定する。

国土調査促進特別措置法

（１）現地調査等の手続きの見直し

現行の課題： 立会を求める所有者の所在が不明な場合は、調査が困難



1) 土地所有者の探索をしやすくする。

2) 探索しても所有者の所在が不明な場合でも

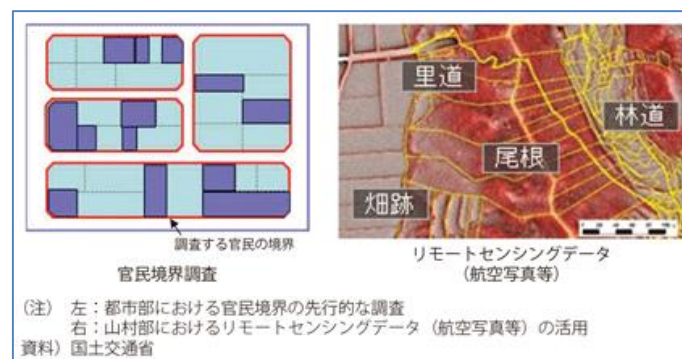
→ 筆界案の公告等により調査を進め地籍図を作成することができるようになります。

（２）都市部では、の地籍調査の迅速化

道路等と民地との境界（官民境界）を先行して調査し、国土調査法の認証を得る。

（３）山村部では、の地籍調査の迅速化

リモートセンシングデータを活用した新手法の導入です。 現地での立会や測量作業を効率化。



地籍調査WEBサイトより

国土調査事業十箇年計画と施策の変遷

1951(S26) 国土調査法制定

地籍調査の開始 1957(S32)地籍の明確化(登記簿への反映)

1962(S37) 国土調査促進特別措置法(10か年計画)

地籍調査の計画的な実施と施策(任意法から特定計画方式へ)

1962(S37) 第1次十箇年計画

1970(S45) 第2次十箇年計画

1988(S55) 第3次十箇年計画

バブル景気

1989(H元年) 土地基本法制定

1990(H02) 第4次十箇年計画

バブル崩壊

1995(H07)阪神・淡路大震災

2000(H12) 第5次十箇年計画

2010(H22) 第6次十箇年計画

1980(S55)法第19条第5項の指定

1983(S58)図解法から数値法へ

測量の手法・精度としての
大きな転換期に！

1990(H02)都市再生地籍調査事業(概況調査・予備調査)

2000(H12)一筆地調査の外注

2002(H14)都市再生地籍調査事業

2003(H15)都市再生街区基本調査

2006(H18)一筆地調査の外注拡大

2008(H20)公共事業連携地籍調査事業・山村部地籍調査促進事業

2011(H23)東日本大震災 災害多発・所有者不明土地問題

2019(R01)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

2011(H23)山村境界基本調査

2016(H28)地籍調査2項委託・被災地域境界基本調査

2020(R02)土地基本法の一部改正

2019(R01)所有者不明土地の公共的目的の利用を可能とする新制度

★ 2020(R02) 第7次十箇年計画

2020(R02)効率的な調査手法(街区境界調査、リモセン法)

2021(R03) 航測法による地籍調査・街区境界調査

2022(R04)航測法を用いた地籍調査の手引、同ポイント

2024(R06)街区境界調査の手引

2024(R06)能登半島地震災害

2024(R06) 地籍調査の円滑化・迅速化
(土地境界のみなし確認制度が適用)

2023(R05) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の一部改正

2024(R06) 地籍調査作業規程準則の一部を改正

(通知に無反応な所有者、航測法の適用区域の拡大ほか)

土地政策の
変化

土地政策の
あらたな変化

5. 現地調査等の手続の見直し等（概要）

土地所有者の探索及び現地調査時（現地立会）について（これまでの取組）

（１）土地所有者の探索について、これまでの課題

土地所有者の存在や所在が不明の場合、追跡調査に多くの時間と手間がかかっている
見直し（令和２年６月～） 情報にアクセスしやすい環境整備です。

国土調査法 第３１条の２

- ・「所有者等関係情報」：固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳 内部での利用が可能。

国土調査法 第３２条の３

- ・登記簿の付属書類及び筆界特定手続記録等の閲覧請求の特例について

１）令和６年６月３日（国不籍第２３３号）（通知）

地籍調査における介護保険事務に利用する目的で保有する所有者等関係情報の内部利用等について

- ・市町村の福祉部局が介護保険に関する事務に関して知り得た所有者等関係情報を追加

固定資産課税台帳等の利用

従来（法改正前）

- 登記簿のみでは所有者等の所在が不明な場合、所有者の探索につながる情報が限られていた



法改正後

- 地籍調査の実施に必要な限度で、所有者等関係情報を目的外利用することが可能に（国土調査法第３１条の二）。
- これにより、地方税法又は地方公務員法の守秘義務に抵触することなく固定資産課税台帳等の利用が可能に

国土交通省地籍調査資料より引用

5. 現地調査等の手続の見直し等（概要）

土地所有者の探索及び現地調査時（現地立会）について（これまでの取組）

（2）土地所有者の所在 **探索範囲の明確化**について

地籍調査作業規程準則 第20条第1項又は3項「**現地調査等の通知**」

通知が届かなかった場合等における所有者等の探索をしますが、 ↓

探索範囲？

- ・探索範囲は、登記簿関連や住民票・戸籍関連、固定資産課税台帳等の資料調査及び親族
その他関係者への照会により行う。

これらの調査をおこなっても ↓ **新たな情報得られなかった場合**

- ・近隣住民や地元精通者等への**聞き取り**、住民票記載の最終住所地への**現地訪問等は必要と
しないこととなりました。**

※ **探索範囲の合理化**： 同準則 運用基準 第10条の2第3項

（3）法務局が行う**長期相続登記等未了土地**解消作業の成果活用も

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 第40条」（通知等は未発表）

2 所有権の移転の登記（単有）			
権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	長期相続登記等未了土地	第 百	作成番号 第5100-2018-0003号 平成30年何月何日付記

5. 現地調査等の手続の見直し等（概要）

土地所有者の探索及び現地調査時（現地立会）について（これまでの取組）

（４）現地調査時（土地所有者等の現地立会）について、これまでの課題

- 1）筆界の確認は**現地立会を原則**としていますが、相当の理由がある場合は**筆界案の送付等**による確認が可能とされているが、**要件が明確でないため十分に活用されていない。**
- 2）所在が判明した所有者により筆界確認が可能であっても、**所在が不明**な土地所有者が存在すると、**筆界未定**とせざるを得ない。

「図面調査」が筆界未定の減少へ！

見直し

図面調査による確認として、所有者が希望すれば立会いに代えて**「図面調査」が可能**に。

地籍調査作業規程準則 第23条の2 「**図面等調査の実施**」

- ・図面等を収集又は作成し、**土地所有者等に送付**。
- ・**集会所その他の施設**において、当該図面を**土地所有者等に示す**方法。

図面等調査の導入

国土交通省地籍調査資料より引用

現地調査（従来）

- 一筆毎に所有者等の現地立会いにより境界を調査（現地調査）
- 所有者等が遠隔地居住の場合や現地が急峻である場合は現地立会いが困難に



現地調査（新設）

- 現地以外の場所において図面、写真その他資料を用いて境界を調査する手続（図面等調査）を新設**

①図面等を送付して確認

OR

②集会所等で図面等を確認

5. 現地調査等の手続の見直し等（概要）

土地所有者の探索及び現地調査時（現地立会）について（これまでの取組）

（5）所有者が不明の場合の現地調査について

- ・他の所有者等により筆界案が作成可能な場合は公告の手続を経て調査を進めることができる。
- ・筆界確定訴訟の確定判決等の「客観的資料」が存在する場合は調査を進めることができる。

「客観的資料」：原則として、現地復元性を有するもの

（6）土地所有者等への調査では筆界が判明しない場合の措置として

- ・地方公共団体が法務局に対して筆界特定の申請を行うことができる

（7）法務局（登記官）との連携強化について。

- ・地籍調査全般において登記所の登記官に対し助言その他の協力を求めることができる。

「客観的資料」とは！
原則として現地復元性を有するもの
(準則第30条第4項)

筆界案の公告による調査の導入

現地調査（従来）

- 一筆毎に所有者等の現地立会により境界を調査（現地調査）

- 所有者等を探索してもその所在が不明で立会ができない場合には、調査が進まず、結果的に「筆界未定」に

現地調査（新設）

- 所有者等を探索しても所在不明な場合、筆界案の公告により、所在不明所有者の確認を得ずに調査を進めることが可能に

※筆界案：筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの

地方公共団体による筆界特定申請

- 所有者間の合意が得られず、筆界の調査が困難である場合などに、地籍調査実施主体（地方公共団体）が所有者の同意を得て筆界特定を申請することが可能に（不動産登記法改正）

筆界特定制度の活用効果

- 地籍調査実施主体が筆界特定制度を活用することで、筆界の調査の円滑化が図られるとともに、地籍図における筆界未定数が減少し、地籍の明確化の割合が向上



筆界特定制度パンフレット
(法務省HPより)

国土交通省地籍調査資料より引用

土地境界のみなし確認制度（無反応土地所有者への対応）の創設

令和6年6月28日「地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令」により創設

土地の境界を確認する現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の手続を以下の流れで進めることができるようになりました。（準則第30条 筆界の調査）

- ① 現地調査等の通知に反応がない所有者等に対して、地籍調査実施者（市町村等）が当該所有者等へ図面等調査の通知を送付【書留郵便等】

＜＜①の通知が届いているにも関わらず、所有者等が必要な応答をしない場合＞＞

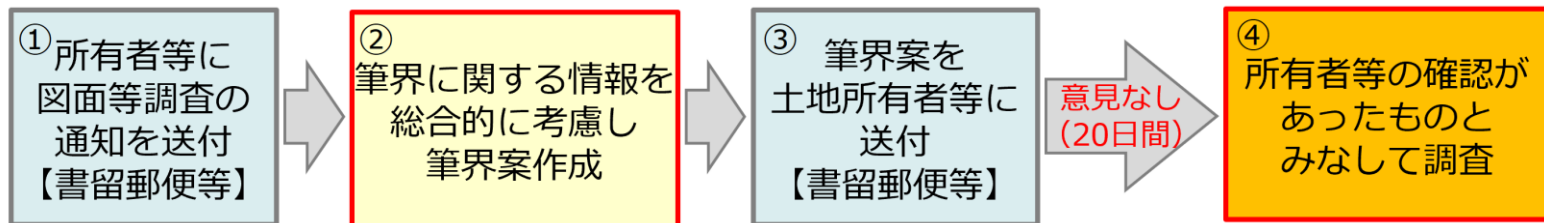
- ② 地籍調査実施者（市町村等）が筆界（登記により区画された土地境界）に関する情報を総合的に考慮して筆界案を作成

- ③ 地籍調査実施者（市町村等）が筆界案を当該所有者等に送付【書留郵便等】

＜＜当該筆界案が到達した日から20日間に当該所有者等が意見申出をしない場合＞＞

- ④ 当該所有者等による筆界案の確認があったものとみなします。

手続の流れ



地籍調査WEBサイトより引用

6. 都市部の地籍調査の迅速化(街区境界調査の導入)

都市部での地籍調査の課題

- ・ 地価が高い、土地所有者等の権利意識が強い、土地が細分化され権利関係が複雑、といった理由から、土地所有者等による境界確認が困難
- ・ 一方、再開発やまちづくりは道路に囲まれた街区単位で多くが実施
- ・ 災害時には道路等のライフライン復旧が鍵 **道路等と民地境界だけでも先に調査したい**

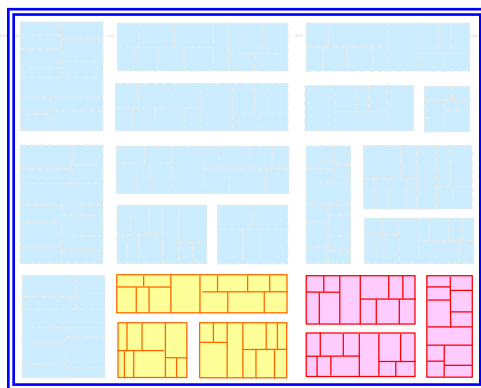
【街区境界調査】

都市部において街区を形成する道路と民地との境界（街区境界）
を先行的に調査し、国土調査法上の認証を行った上で公表する

街区境界調査のイメージ

国土調査法【R2.9/29施行】

一筆毎に調査（通常的地籍調査）



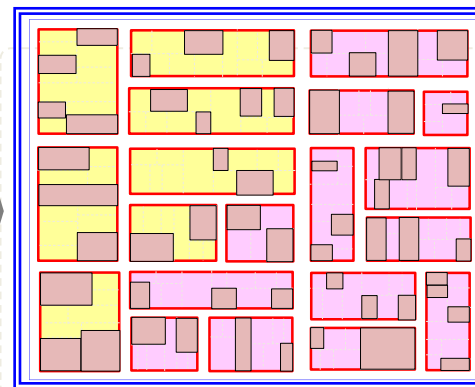
地域を複数地区に分割し、必要性の高い地区から地籍調査を実施。

官民境界と民民境界を一緒に調査・測量していき、地籍図・地籍簿を作成。

- 1～3年目 (■)
- 4～6年目 (■)
- 未実施地域 (■)

地域全体の地籍調査完了まで多大な時間を要する。

街区境界を先行的に調査・測量（街区境界調査）



地域全体の街区境界（ □ ）を先行して調査。
土地所有者の立会いのもと、境界を測量する基準点を整備。

成果は、**国土調査法上の認証を行った上で公表**。

※法的な位置付けを明確化

民間等が開発のために後続の測量を実施する際も、**公的な街区境界調査の成果と整合した成果**が作成される。

■ 地籍調査に活用する民間等測量成果

地籍調査WEBサイトより

6. 山村部の地籍調査の迅速化（リモートセンシング技術の活用）

山村部での地籍調査の課題

○ 土地所有者等の高齢化が進み、また、山村部は急峻かつ広大な土地が多いことから、現地での立会いや、測量作業が負担。

○ 近年の測量技術の進展を踏まえ、リモートセンシングデータを活用した新手法を導入することにより、多大な手間と時間をかけて実施している現地での立会いや測量作業を効率化。

リモートセンシングデータを活用した新手法（イメージ）

調査の効率化

・**現地立会いに代えて**、土地所有者等が微細な地形や植生等が把握可能なリモートセンシングデータを活用して作成した筆界案を、集会所等で確認。



国土交通省資料より

微地形表現図（リモセンデータの一つ）を活用して作成した筆界案と、集会所での確認のイメージ

測量の効率化

・空中写真等から解析したリモートセンシングデータを用いて机上で測量を実施。現地での測量作業のコストを大幅に削減（従来より広範囲での地籍調査を実現）。



地上での機材を用いた従来の測量手法

主要基準点のみ現地測量し、画像等により境界点の座標値を一括算出

令和2年9月に、**新たな航空法**として準則に位置付けられました！

作成

- ・ 航測法を用いた地籍調査の手引き
- ・ 航測を用いた地籍調査のポイント

令和4年4月19日付け

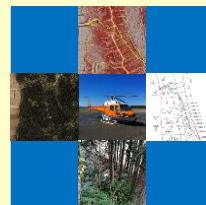
国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課企画専門官事務連絡

R7.3/31 事務連絡（改訂）

令和7年3月31日付け

国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室企画専門官事務連絡

航測法を用いた地籍調査の手引



国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室

2025年3月 改訂

地籍調査WEBサイトより

- 7. 一筆地調査について（概要）
- 8. 現地調査における所有者不明土地等の事例

7. 一筆地調査について（概要）

令和4年度「地籍の匠・担い手講座」
一筆地調査研修テキストより一部引用

■ 一筆地調査とは

ー 毎筆の土地について、その**所有者、地番、地目**及び**境界**の調査を行うこと。

・ 地籍調査の母体

後続して実施される**地籍細部測量等の基礎**となるもの。

一筆地調査の誤りは、後続の作業工程の誤りを招き、ひいては、地籍調査の成果それ自体を誤ったものとしてしまう。

・ いわゆる「**修正主義**」⇒ × 「**創設主義**」に陥って行われてはいけない。

既存の登記簿に基づき現地を調査し、登記簿等と現地との相違を登記簿に反映させるとともに、**誤りがある場合には修正**する。

ー **修正主義とは**（修正主義を言い換えると…）

・ 登記所は、**地籍調査の結果に基づき、職権により登記簿を訂正**するものであることから、現行の登記簿上の地籍に関する事項と無関係に地籍調査を行うことが出来ない。

・ 地籍調査は、**登記簿から出発して登記簿に帰着**する作業であることから、**不動産登記法に準拠**して実施しなければならない。

・ **修正主義の解釈の誤り**

取り分け、昭和20年代から50年代前半までの地籍調査では、修正主義の意味を誤って解釈し、いわゆる**創設主義に陥って行われたものがある**。すなわち、現況に合わせて登記簿等を修正することが**修正主義**であるというように解釈しているものである。

7. 一筆地調査について（概要）

■ 一筆地調査と筆界未定について

ー 一筆地調査における現地立会を行う。

- 土地所有者等が立会い、土地の境界を確認
- 土地の境界を決めるのは土地所有者自身
- 民・民の境界は、土地所有者間で決定
- 道路・水路等の境界については、管理者（国、市町村、県）が立会う

ー 現地立会により境界が決まらない場合は・・・

- その境界に関係する土地は「筆界未定地」となる。
- 「筆界未定地」になると、土地所有者の権利はそのままだが、分筆や合筆、地積更生や地目変更ができない
- 土地の売買や抵当権の設定の支障となる。

ー 地籍調査後に筆界未定地を解消しようとする

- 測量や登記の手続きが必要となります。
- それらの費用は個人負担となります。

7. 一筆地調査について（概要）

■ 一筆地調査の概要について

① 調査資料の作成（地籍調査作業規程準則 第15条～第18条）

- 調査図素図、登記所地図の写し
- 調査図一覧図（調査図素図の接合関係を明らかにした一覧図）
- 地籍調査票、土地登記事項証明 を作成します。

土地所有者：登記記録に記録されている所有権登記名義人

利害関係人：登記記録に記録されている所有権に対して利害関係を有する者
（地上権者、質権者、地役権者 等）

代理人：土地所有者又はその他利害関係人の代理人で、かつ、委任を受けている者

② 現地調査の通知（地籍調査作業規程準則 第20条）

- 現地調査を実施する区域の土地所有者や利害関係人、それらの者の代理人に、調査の立会を依頼するため、現地調査の実施区域、実施時期等を明記して通知を行います。（H30 一筆地研修資料より）

③ 追跡調査（再通知）

- 現地調査の通知が、土地所有者の転居先不明との理由で返送された場合など。

7. 一筆地調査について（概要）

④ 現地調査について（地籍調査作業規程準則 第23条）

関係土地所有者等の立会のもと毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び境界の調査を行い、調査図を作成するとともに、その経緯を地籍調査票に記録します。

（H30国測協一筆地研修資料より）

- 1) 分割（分筆）があったものとしての調査
- 2) 合併（合筆）があったものとしての調査
- 3) 一部合併（合筆）があったものとしての調査
- 4) 地目の調査
- 5) 筆界の調査
- 6) 長狭物の調査
- 7) 新たに表示の登記をすべき土地を発見した場合の処理
- 8) 滅失した土地等がある場合の処理
- 9) 地番の調査

現地調査では、
分・合筆の調査～地目の調査
地番の調査までの、これら九つ
の調査を行い、地籍調査票に
記録します。

一 地目の調査をします。（地籍調査作業規程準則 第29条）

- ・地目とは、土地の現況及び利用状況により区分する一筆の土地ごとの種類区分名称です。
- ・土地全体として現況を観察し、主たる用途を基準に公平かつ妥当と認められる地目に判定します。種類区分：土地の主たる用途により23種類に区分します。

準則第29条 運用基準第15条 （田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、鉄道用地、学校用地、雑種地）

- ・地目の認定には、所有者の同意を要せず土地の現況及び利用目的により判断できます。
- ・将来の課税地目の変更につながるので土地所有者に十分な説明が必要です。

7. 一筆地調査について（概要）

一 地目の調査について（つづき）

- ・ 農地法との関連について （公社 全国国土調査協会「一筆地調査の手引」より引用）

農地法の適用がある土地の現況が、農地以外の用途で利用され、その変更について農地法上の許可手続きを経ていないものについては、その旨を農業委員会に通知し、あるいは地目の認定につき、疑義がある場合には同委員会の参考意見をもとめるなど、事後の不要なトラブルを起こさないように配慮します。

「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について」

（昭和56年10月7日付け 国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示）

この場合、農業委員会が行う農地法上の取扱いや処分等に関係なく、地目認定は、原則的には現地の土地利用状況によって差し支えないが、特に市街化調整区域における農地に関する地目認定については、農地から調査時の現況に変わった原因及びその時間的経緯等についても調査し、これを地籍調査票等に明示しておくべきです。

地籍調査票

全部変更 ：平成〇〇年〇月〇日地目変更
一部変更 ：令和〇〇年〇月〇日一部地目変更
変更月日不明：昭和〇〇年以下不詳地目変更

（公社 全国国土調査協会「一筆地調査の手引」より引用）

7. 一筆地調査について（概要）

④ 現地調査について

一 筆界の調査（地籍調査作業規程準則 第30条）

筆界の調査とは、相隣接する土地の所有者、その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に立会により、**それぞれの土地の位置と範囲を明らかにするために設置した筆界標示杭の確認**と、調査図素図等への記録作業を内容とした調査。（H30 一筆地研修資料より）

【筆界】 表題登記のある一筆の土地と、これに隣接する他の土地との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境界を構成するものとされた、二以上の点及びこれらを結ぶ直線のことです（不動産登記法第123条第1号）

【筆界線】 登記によって表現される土地のひろがりの限界の線で、観念的なもの

【筆界点】 筆界線の交点、屈曲点等です。

「**筆界未定地**」としての処理について。

- ・ **不立会者がいる場合や、筆界に争いがある場合**
- ・ 現地における土地の位置関係（配列関係）は確認できるが、**土地相互間の筆界を確認できない状態**を言います。

「**現地確認不能地**」の調査。

- ・ 登記記録（既登記）がある土地で、登記所地図（公図）にその表示があるにもかかわらず、**現地において確認することができない土地**のことです。
- ・ 土地の登記記録はあるが、登記所地図（公図）に表示がなく、現地を確認できない場合

7. 一筆地調査について（概要）

④ 現地調査について

— 「滅失地・不存在地」の調査について

- 「滅失」とは、土地の一部又は全部が崩壊等により陥没して海などの公有水面下に物理的に消滅することをいいます。
- 「不存在」とは、現地には当初から存在しない土地で、錯誤等により二重登記など誤って登記されている場合や、土地の登記記録はあるが、公図には表示がない土地などをいいます。

— 長狭物の調査（地籍調査作業規程準則 第28条）

- 「長狭物」とは地籍調査特有の用語、道路、運河、用悪水路、堤防、鉄道線路、河川等で、図上表現される形態が、狭隘な延長状で表現されていることに由来しています。

• 長狭物交さ部分の調査

準則28条は主として長狭物が交さする部分の地目の認定（長狭物交さ部分がいずれの長狭物に帰属するのか）上の取扱いを示したものと理解されている。

• 一筆地調査をする場合としない場合（同準則運用基準 第14条）

長狭物を含む全ての土地について、その実態を明らかにすることが原則
地籍調査の促進を図る目的で、一筆地調査をする場合としない場合に分けて処理する

7. 一筆地調査について（概要）

④ 現地調査

－ 地籍調査では地目変更と地積更正が可能になります。

- 地目変更（現況地目）
 - － 土地の現状に応じて地目を変更
- 地積更生（地積錯誤）
 - － 登記簿の面積を実測した面積へ変更

P.31 参照

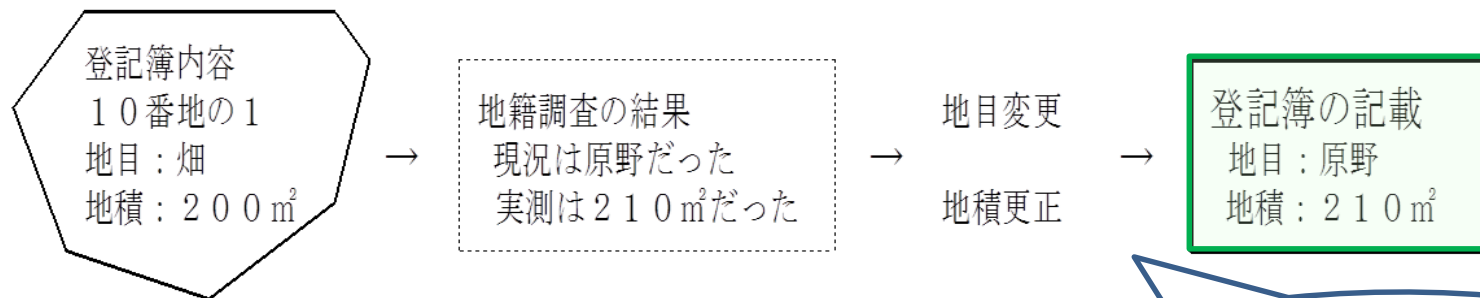
ち もく へん こう ち せき こう せい

地目変更、地積更正

現地調査と測量の結果から登記簿への記載内容が決まります。

例：ある1筆の土地について

＊筆とは：土地を数える単位です。1筆毎に登記簿があります。



☆☆地籍調査では登記済証は交付されません。

参考

農地から非農地への地目変更（認定）については、農業委員会への照会が必要。

7. 一筆地調査について（概要）

④ 現地調査について

- **分割があったものとして**の調査について、処理（地籍調査作業規程準則第24条、第32条）
分割調査の条件
 - ・土地の一部の地目が異なる場合
 - ・土地の一部について地番区域を異にすることとなっている場合
 - ・土地の管理上分割することが適当であると認められる場合
- **合併があったものとして**の調査について、処理（地籍調査作業規程準則 第25条、第33条）
合併調査の条件
 - ・合併調査をする土地の所有者及び地目が同一であること
 - ・同一地番区域内において字を同じくして接続していること
 - ・合併調査をする土地の間の筆界が現地で確認できない場合、又は面積が著しく狭小な場合であること
 - ・土地所有者の同意が得られた場合で、**合併禁止事項**に抵触しないこと
- **合併禁止事項**（地籍調査作業規程準則第25条各号） 不動産登記法第41条（合筆の登記の制限）
 - ・いずれかの土地に所有権の登記以外の権利に関する登記が存する場合
（その登記が先取特権、質権又は抵当権に関するものであって、その登記と登記原因、その日付、登記の目的及び受付番号が同一である登記のみが他の土地に存する場合を除く）
 - ・いずれかの土地に所有権の登記が無い場合
（いずれもの土地に所有権の登記がない場合を除く）

（公社 全国国土調査協会「一筆地調査の手引」より引用）

7. 一筆地調査について（概要）

④ 現地調査

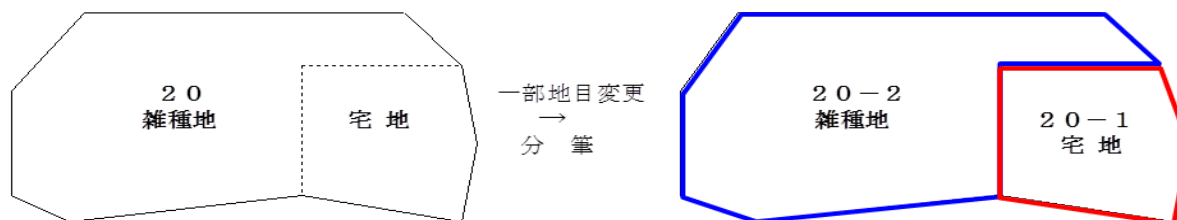
- 分割があったものとしての調査（分筆）のイメージ図です。
 - 土地の一部について現況地目が異なる場合、土地を分割することが可能

ぶん かつ

分割があったものとしての調査（分筆）

土地の一部について現況地目が異なる場合、分筆出来ます。

例：乙の雑種地の一部が宅地になっている場合

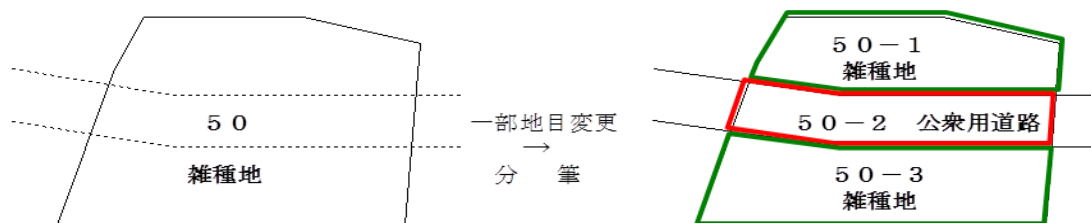


P.35 参照

分割があったものとしての調査（分筆）

土地の一部について現況地目が異なる場合、分筆出来ます。

例：丙の土地の一部を公衆用道路が通っている場合



（注）公衆用道路となっても、所有権は丙にあります。

7. 一筆地調査について（概要）

④ 現地調査

- 合併があったものとしての調査（合筆）のイメージ図です。
 - 同じ地目で筆が続いている場合、複数の土地を一つにすることが可能
 - 住所（氏名）の変更が可能（但し、相続登記や所有権の変更はできない）

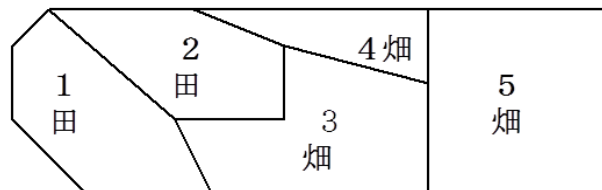
P.35 参照

がつ べい

合併があったものとしての調査（合筆）

現況地目が同じで筆が続いていれば、合筆できます。

例：甲の所有する5筆の土地について



〈現地〉

合筆希望
→



〈地籍調査〉

（注）合筆するには、現況地目以外にも一定の条件があります。

7. 一筆地調査について（概要）

④ 現地調査

- 合併（合筆）が出来ない場合の例です。（合併禁止事項）

◎ 不動産登記法による合併禁止

P.35 参照

同じ所有者でも、一方に抵当権が設定されている土地

抵当権のある土地とない土地との合筆はできません。

例：甲の所有する2筆の土地について

100-1 抵当権あり	
100-2 抵当権なし	

同じ所有者で、両方に抵当権が設定されている土地

抵当権が両方にあっても設定内容が少しでも違う場合は合筆はできません。

例：甲の所有する2筆の土地について

200-1 抵当権 A銀行	
200-2 抵当権 B信金	

参考
不動産登記規則
第105条2項（合筆の登記の制限の特例）
担保権の登記であって、登記の目的、
申請の受付の年月日及び受付番号並びに
登記原因及びその日付が同一のもの

8. 現地調査における現地確認不能地等の事例

■ 事例1 現地確認不能地（所有者不明土地）

- 土地所有者の調査の結果、昭和9年に絶家となっていたことが判明。
- 相続等の関係人が存在しないため、確認（承認）を得ることができませんでした。
- 当該土地は神社敷地内にあり所謂境内地として利用されている。
- 法務局と協議のうえ「**現地確認不能地**」として対応しました。

調査前（調査素図）



調査後（地籍図）



現況写真



現地確認不能地等の事例

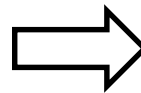
■ 事例2 現地確認不能地（所有者不明土地）

- 登記所の地図には、土地改良区域576-2（用悪水路）が存在する。
- 地図上では、同区域に隣接する599-2の土地（畑、個人所有地）が存在するが、現地調査において599-2の土地が確認できませんでした。

※ 土地改良区域 閉鎖漏れの可能性大

- 599-2の土地について、所有者に関する住民票や戸籍の附票、課税台帳等を調査するとともに、近隣住民から聞き取り調査を行ったが、所有者の所在は判明しませんでした。
- 現地の状況から長狭物敷地内（用悪水路）の可能性が高いと考えられるが、所有者不明土地でもあり、「**現地確認不能地**」として処理しました。

調査前（調査素図）



調査後（現況写真）



不存在地等の事例

■ 事例3 不存在土地（公図に地番の記載無し）

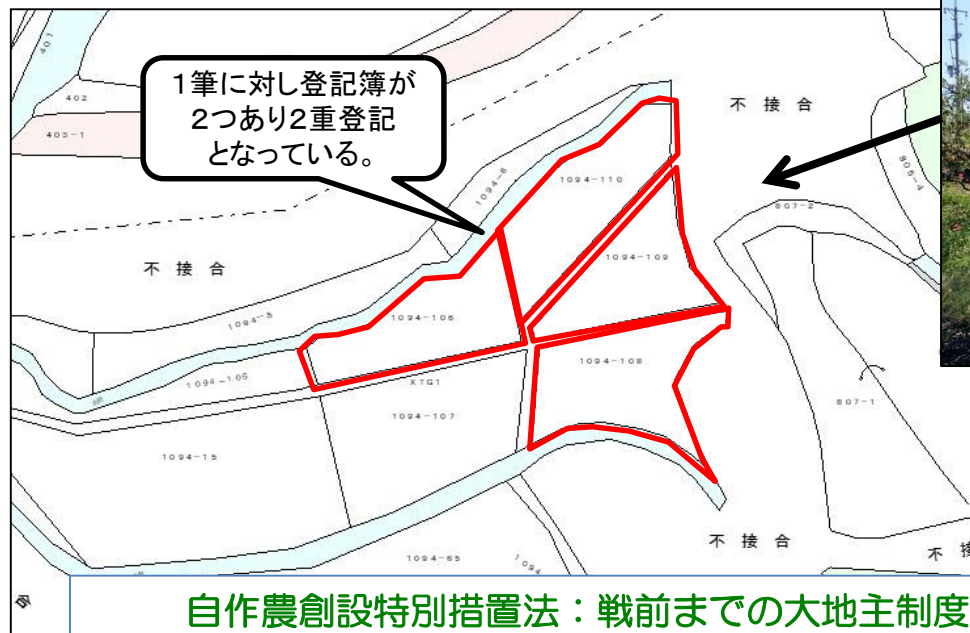
- 土地の登記簿等を調査した結果、743-98の土地は、登記記録は存在するものの、旧土地台帳付属地図（公図）には記載されていなかった。
- 現地調査（一筆地調査）でも、当該土地を特定することができなかった。
- 当該土地の処理方法について法務局登記官と協議した結果、土地所有者の承認を得て「不存在地」として処理しました。



不存在地等の事例

■ 事例4 二重登記？（不存在地処理）

- 二重登記の土地（一筆の土地に対して登記記録（登記簿）が二つ存在する）が4筆あった。（**同一地番二重登記：3筆、他の登記簿（地番）との二重登記：1筆**）
- 二重登記の登記簿の記録は、**自作農創設特別措置法**の時の登記簿であることから、閉鎖漏れの可能性が高く、同法の規定により政府売渡時の誤りであると思われる。
- 法務局と協議のうえ、土地所有者の承諾を得て、下図4筆（自作農創設法時の土地）について、所有権移転登記がされていない筆（登記簿）を「**不存在地**」として処理した。



※ 自作農創設特別措置法
昭和21年10月21日交付
昭和21年12月29日施行
昭和27年 7月15日廃止

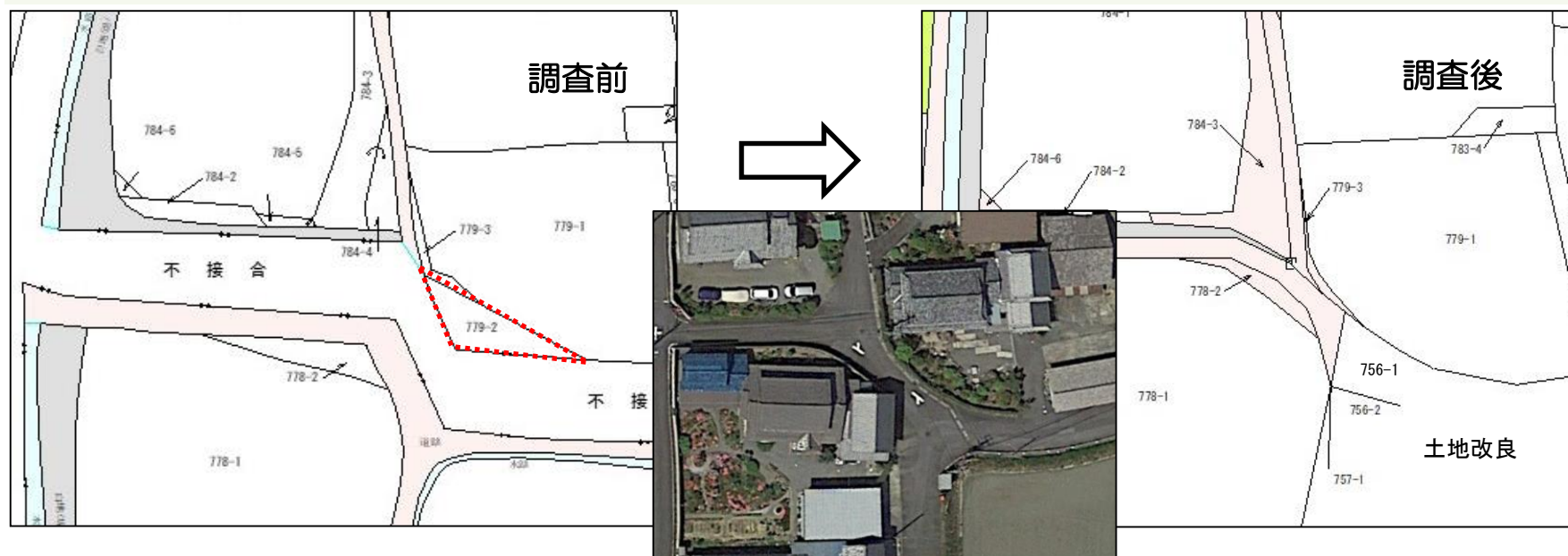
自作農創設特別措置法：戦前までの大地主制度を改め、自作農を中心とする民主的な農村社会の形成を促進するために施行

土地が存在しない

■ 事例5 公図のみに地番が記載（土地が存在しない？）

- 登記所地図（公図）に記載されている779-2番の土地について、登記記録（登記簿）が存在しなかった。
- 現地調査（一筆地調査）の結果、土地改良事業時における換地処分漏れであったことが判明した。
- 現地でも土地の存在は確認されなかったため、法務局との協議の上、地籍調査業務成果としての地籍図には記載しないこととした。

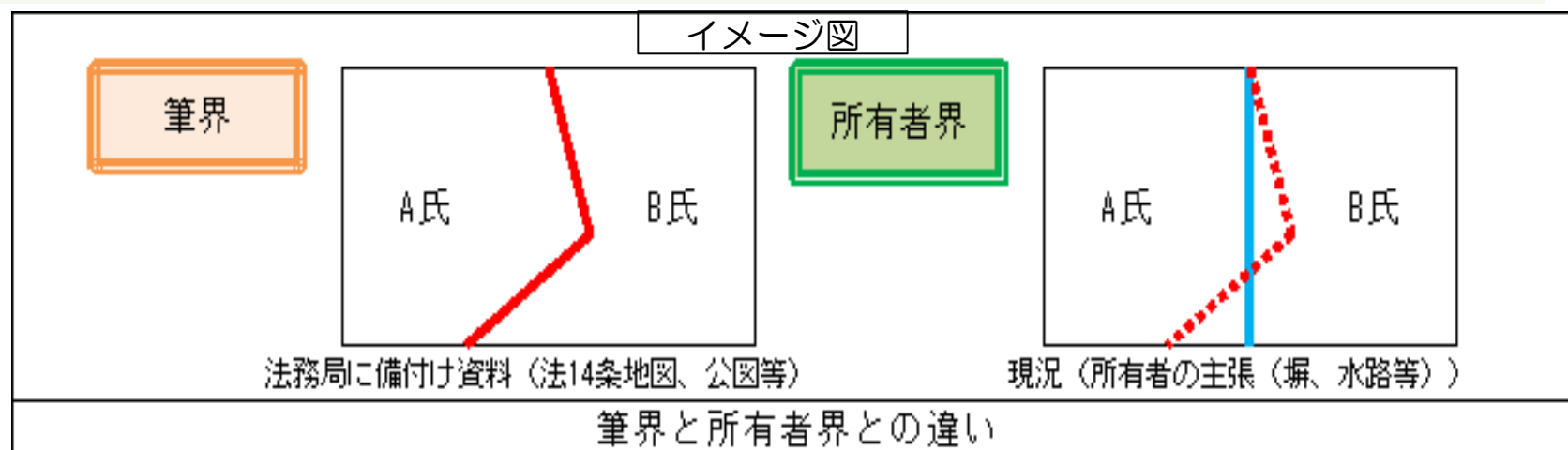
（土地改良事業区域 閉鎖漏れ 地図訂正処理）



筆界と所有者界について

■ 事例6 筆界（公法上の境界）と所有者界（私法上の境界）の混同

- 土地の境界には、**筆界**（法務局に登録されている隣地とを区画する境界）と、所有者界（土地所有者の権利がどこまで及ぶかを示す境界）の2種類があり、筆界と所有者界が一致しない場合が多い。
- 一筆地調査において、所有者の申述の多くが「**所有者界**」であることを認識しつつ調査を実施した。
- 当該土地が含まれる一区画について調査を実施し、土地改良成果（座標）や登記所地図（法14条地図）との整合性を確認した。
- 筆界点が移動している可能性等の様々な要因を考慮し、当該土地を含む一区画の筆界点の位置確認を行った。

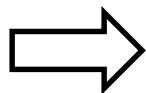


現地確認不能地（所有者不明土地等）の事例

■ 事例7 表題部所有者不明土地（国調現地確認不能）

- 登記簿の表題部の所有者欄が氏名のみで住所の記載が無い表題部所有者不明土地であった。
- 相続等の関係人が存在しないため、確認（承認）を得ることが困難であった。
- 当該土地は地図混乱地域で調査の結果、公図と現況が大きく相違していた。
- 土地の位置を特定することが困難であったため、法務局と協議のうえ「**現地確認不能地**」として対応した。
- 地目についても確認が出来ないため「旧墓地」のまま登記。

調査前（調査素図）



調査後（地籍図）



調査後（登記簿）

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 年 月 日	不動産番号
地図番号	国調現地確認不能	境界特定	[空白]	[空白]
所 在	部 町 字	[空白]		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	面	原因及びその日付（登記の日付）
590番2	旧墓地	[空白]	[空白]	[空白]
[空白]	[空白]	[空白]	[空白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移転 平成 年 月 日
所 有 者 [空白]				

表題部所有者不明土地

表題部所有者不明土地の事例

事例８ 表題部所有者不明土地（代位登記）※ 合併があったものとしての調査の場合

- 該当土地（531-2）は表題部所有者不明土地であったが、隣接する土地所有者からの聞き取りにより相続人（549-2の土地所有者A氏）が判明。
- 公共事業による用地買収が予定されていたため、自治体にて代位登記によるA氏の所有権保存登記を行った。「代位原因 国土調査法第32条の2第1項」
代位登記：例外的に第三者が登記権利者に代わり、自己の名において登記申請を行うこと。
- その後、所有権保存登記後に合併があったものとしての調査を実施し、531-2を549-2へ合併。
地籍調査作業規程準則第27条（代位登記の申請）

調査前（調査素図）



調査後（地籍図）



調査後（531-2の登記簿）

愛 知 県	(土地の表示)	調製 平成 年 月 日	不動産番号
所有権者	[氏名]	借居特許	[氏名]
所在地	[市町村] [区] [丁目] [番地]		[氏名]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 率	原因及びその日付（登記の日付）
△3.1番2	旧農地		[氏名]
[氏名]	[氏名]	[氏名]	昭和63年判決第3第3号附則第2条第2号の規定により登記 平成 年 月 日
[氏名]	[氏名]	[氏名]	△4.9第2に合致 （前記第3条第2項第2号） （令和元年 年 月 日） 同日既取
所有者 [氏名] [住所]			
権利部（甲区）		(所有権に関する事項)	
順位番号	登記の目的	受付年月日・交付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	令和 年 月 日 金和 第 号	所有者 [氏名] [住所] 代位者 [氏名] [住所] 代位原因 国土調査法第32条の2第1項

* 「登記の目的」欄に「相続人中心」と記載されている登記は、所有権の取得が確定し、申請人が相続人の存続・滅亡等を行なったものであり、権利消滅を公示するものではありません。
 * 下線のあるものは捺印事項であることを示す。

※ 参考 住所（本店所在地）・氏名（商号）の変更
又は更生の登記は、地籍簿に変更・更生内
容を記載することで足りる。

相続人不存在の事例

■ 事例9 相続人不存在（相続財産清算人の選任）

- 土地所有者の調査の結果、土地所有者（A氏）は亡くなっており相続人の調査を行ったところ相続人が不存在であることが判明。
- 相続人が不存在であるため、筆界の確認（承認）を得ることが困難であったことから筆界未定にせざるを得ない状況であった。
- 課税保留、空き家等の問題があったことから、自治体より家庭裁判所に相続財産清算人の選任の申立てを行い、財産清算人が選任された。
- 財産清算人により、（亡）A氏の「亡相続財産」の登記され（順位番号2番付記1号）、その後、売買によるB社への所有権移転登記（順位番号3番）が行われたため、筆界未定を解消する事ができた。



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 年 月 日	不動産番号
地図番号	(案)	筆界特定	(案)	
所 在				(案)
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	原因及びその日付 (登記の日付)	
5番2	宅地	㎡	5番から分筆 (昭和 年 月 日)	
(案)	(案)	(案)	昭和63年法律第 37 号附則第2条第2項 の規定により移記 平成 年 月 日	

権 利 部 (中 区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登 記 の 日 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	所有権移転	昭和 年 月 日 第 号	原因 昭和 年 月 日売買 所有者 部 町字 番地 順位2番の登記を移記	
	(案)	(案)	昭和63年法律第 37 号附則第2条第2項 の規定により移記 平成 年 月 日	
2	所有権移転	平成 年 月 日 第 号	原因 平成 年 月 日相続 所有者 部 町字 番地	
付記1号	2番登記名義人住所、氏名変更	令和 年 月 日 第 号	原因 平成 年 月 日住所移転 平成 年 月 日相続人不存在 登記名義人 部 町字 番地 亡 部 町字 番地 相続財産	
3	所有権移転	令和 年 月 日 第 号	原因 令和 年 月 日売買 所有者 部 町字 番地 株式会社 部 町字 番地 会社法人等番号	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下欄のあるものは除荷事項であることを示す。

原因	平成 年 月 日住所移転	A氏
	平成 年 月 日相続人不存在	
登記名義人	部 町字 番地	
亡	部 町字 番地 相続財産	
原因	令和 年 月 日売買	B社
所有者	部 町字 番地	
株式会社	部 町字 番地	
会社法人等番号	部 町字 番地	

参考1. 測量の基礎知識（測量の基準）

参考2. 地籍調査関係通達等（令和5年度～令和6年度）

1. 測量の基礎知識

測量法と公共測量について

第1条 目的

この法律は、**国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助**して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な機能を定め、**測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保**するとともに、**測量業を営む者の登録**の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もって**各種測量の調整及び測量精度の改善発達に資**
することを目的とする。

第3条 測量

この法律において「**測量**」とは、**土地の測量**をいい、地図の調整及び測量用写真の撮影を含むものとする。

測量の定義：地上あるいは空間の諸点の相対的な位置関係地表の形状を**空間地理情報**として取得する

第4条 基本測量

すべての測量の基礎となる測量で、**国土地理院**が行うものをいう。

第5条 **公共測量** **社会資本整備の基礎となる「公共測量」**

- 測量に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して行う**国や公共団体が実施する測量**
- 基本測量又は前号の測量の**測量成果を使用**して実施する測量で**国土交通大臣が指定する事業**。

第6条 基本測量及び公共測量以外の測量

基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量。

(建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調整その他の**高度の精度を必要としない測量**)

測量法と関連法（国土調査法・不動産登記法）について（目的と測量の基準）

測量法第2条（他の法律との関係）

土地の測量は他の法律に特別の定がある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

国土調査法 第1条（目的）

この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

同 法 第34条（測量法との関係）

国土調査を行うために実施する測量については、この章に特別の定がある場合を除く外、測量法の適用があるものとする。

不動産登記法第1条（目的）

この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

法務局不動産登記法第14条地図作成作業規程（基準点測量を除く）

1-3 測量法との関連

法第14条地図作成作業は、測量成果及び測量標の有効活用を考えた場合、測量法に準拠することが望ましいことから本規程が抜本的に改正された。

測量法 第十一条（測量の基準）

P.57 参照

1. 位置

地理学的経緯度及び平均海面からの高さで表示する。ただし、場合により下記のとおり表示することができる。

- 直角座標及び平均海面からの高さ
- 極座標及び平均海面からの高さ
- 地心直交座標→平成13年の測量法改正、平成14年からITRF 94系地心直交座標系が使用できるようになった。

地心直交座標系における日本経緯度原点の座標値

X軸：－3,959,340.203メートル

Y軸： 3,352,854.274メートル

Z軸： 3,697,471.413メートル

2. 距離及び面積

下記に規定する回転楕円体の表面上の値で表示、「GRS80楕円体」を採用

- 一、その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であること。
- 二、その中心が、地球の重心と一致するものであること
- 三、その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること

3. 測量の原点

日本経緯度原点及び日本水準原点とする

4. 原点の地点及び原点数値は政令で定める

原点数値 ⇒ 測量法施行令第二条で規定

東京都港区麻布台

日本経緯度原点



東京都千代田区永田町

日本水準原点



平成23年3月東日本大震災により、日本経緯度原点の位置が変動したことから、変動後の経緯度の測量を実施。（平成23年6月）

改正後の新しい原点数値について

平成23年（2011年）東日本大震災に伴い、地震前に整備した測量成果の座標（経緯度）及び標高が現状と合わなくなりました

（1）日本経緯度原点の原点数値の改正（施行令第2条第1項関係）



[1]経度

旧「東経139度44分28秒8759」

新「東経139度44分28秒8869」(+0.011秒)

[2]緯度

北緯35度39分29秒1572（変更なし）



ほぼ東に約27cm移動

（2）日本水準原点の原点数値の改正（第2条第2項関係）



旧「東京湾平均海面上24.4140メートル」

新「東京湾平均海面上24.3900メートル」(-0.024メートル)



約2.4cm沈降

平成23年10月18日閣議決定
平成23年10月21日公布・施行

地震に伴って原点数値を修正するのは1923年の関東大震災以来。

54

日本測地系から世界測地系への移行

Q1：世界測地系とは

「世界測地系とは、世界共通となる測地基準系のことをいいます」
地球を扁平な回転楕円体であると想定、地理学的経緯度の測定に関する測量の基準をいう

Q2：日本測地系とは

「改正測量法の施行日まで使用されていた日本の測地基準系の固有名詞」
明治時代、ベッセル楕円体を採用し、天文観測により決定された経緯度原点の値と原方位角を基準として構築されました。

Q3：測地成果2000とは

「世界測地系に基づく日本の測地基準点（電子基準点、三角点等）成果」
従来の日本測地系に基づく測地基準点成果と区別するための呼称です。（次項参照）

Q4：測地成果2011とは

平成23年（2011年）東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）に伴い、大きな地殻変動が観測され、日本経緯度原点の経度と原点方位角及び、日本水準原点の標高を改正（前項参照）

Q5：GRS80楕円体とITRF系（国際地球基準座標系）

GRS80楕円体：地球を近似する回転楕円体であり、座標系については明確に決められていない。

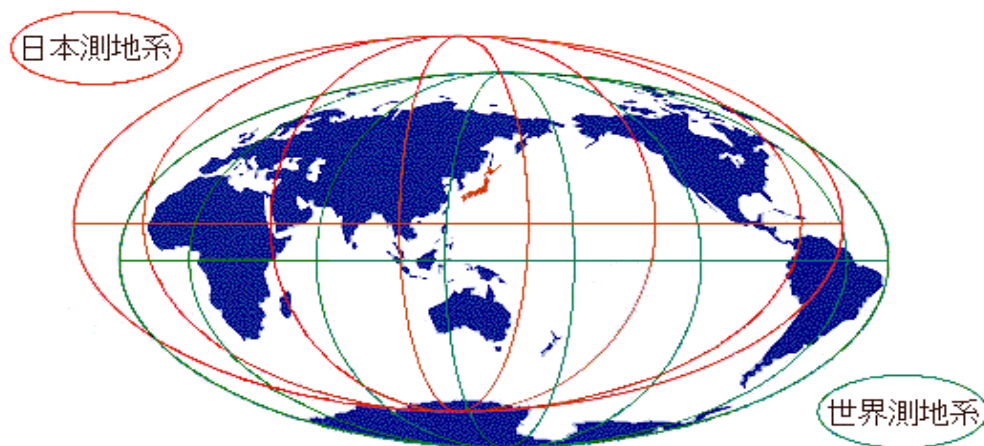
ITRF系（94,2008）：GRS80楕円体と整合するよう3次元直交座標系をいい、地球の重心に原点を置き、空間上の位置をX、Y、Zの数字の組合せで表現します。

測地成果2000 (国土地理院)

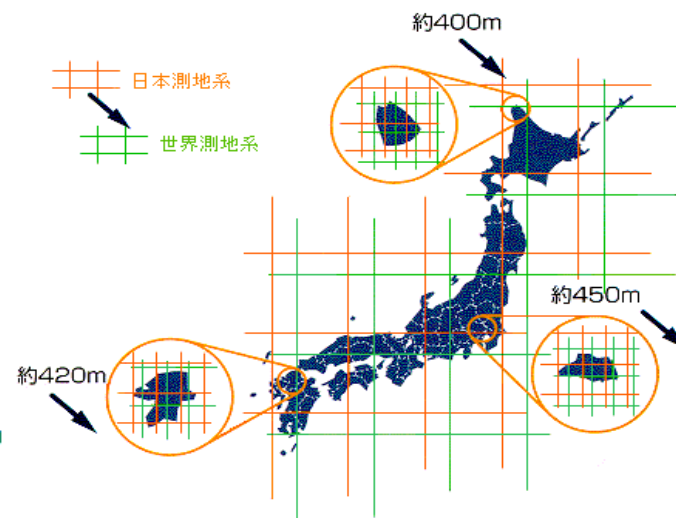
平成13年12月28日公布 世界標準「測地成果2000」に移行し現在に至る

世界測地系に基づく日本の測地基準点（電子基準点・三角点）成果

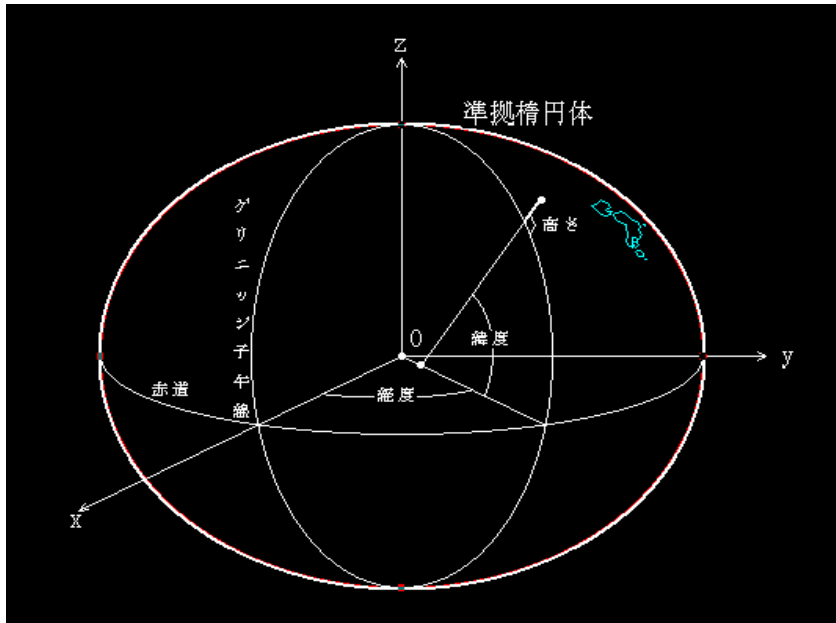
- 測地成果2000での経度・緯度
世界測地系である**ITRF94**（国際基準座標系）と
GRS80（測地基準系1980）の楕円体を基準にしている。
- 標高
東京湾平均海面を基準にしている。



国土地理院HPより



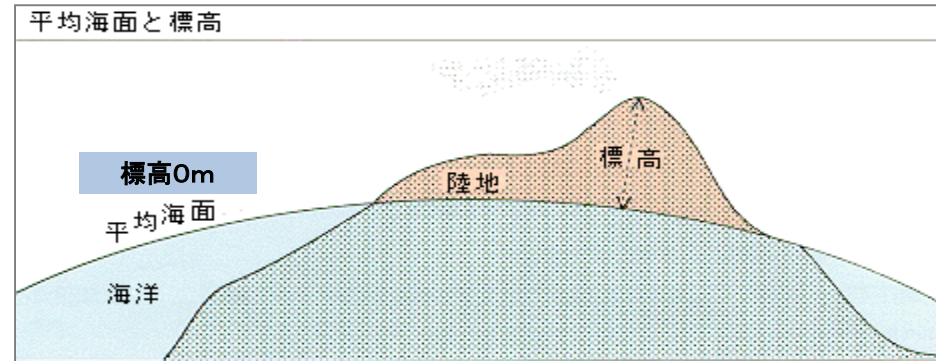
回転楕円体 経度、緯度



平成13年の測量法改正時に、経緯度値を最新の宇宙技術から求めた世界測地系準拠の数値に置き換えられた。

震災後は経度を変更、緯度はそのまま

東京湾平均海面（基準標高0m）と標高



明治24年に日本水準原点を設置

標高値 24.5000m

大正12年の関東大震災発生後、地震による水準原点の変動量を求め、この結果から昭和3年、日本水準原点の標高値を改定。

東京湾平均海面を基準にした。

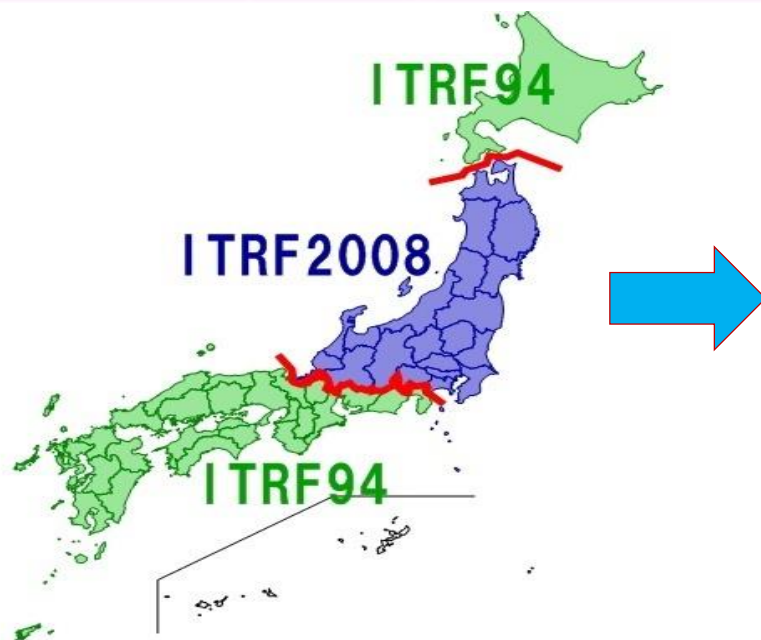
標高値 24.4140m



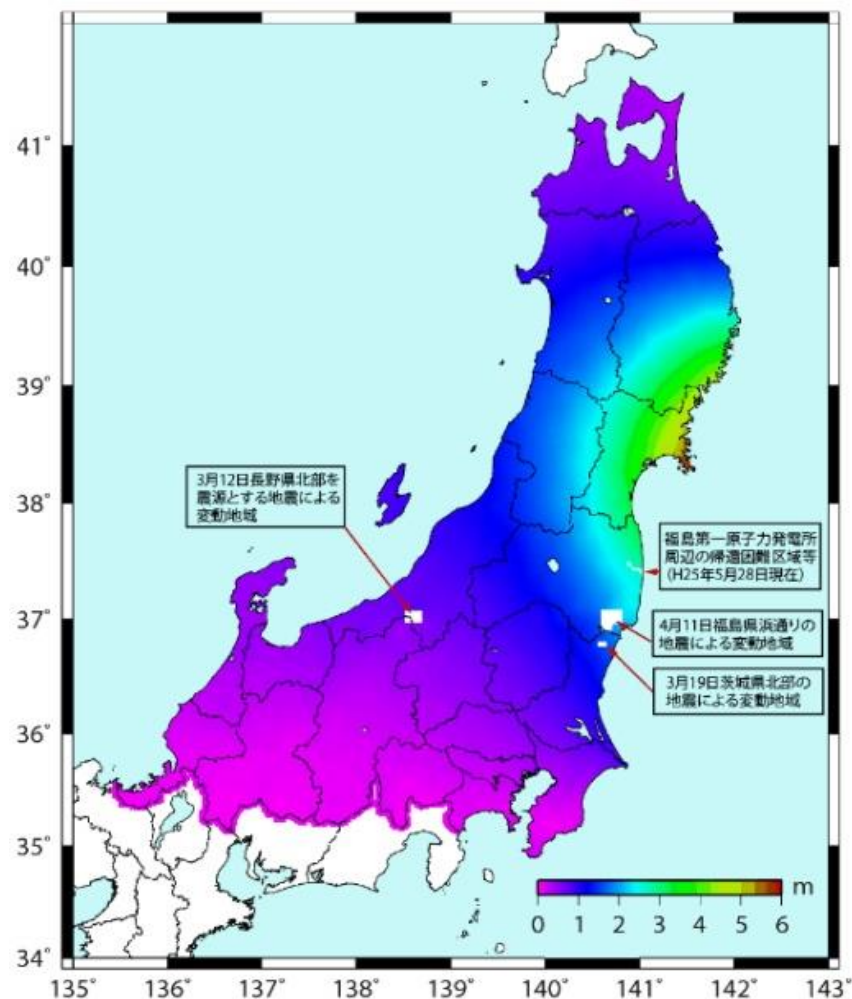
標高値 24.3900m (震災後)

日本測地系と準拠楕円体（フレーム）

測地基準系	準拠楕円体	フレーム（元期）
日本測地系（Tokyo Datum）	ベッセル	
日本測地系2000（JGD2000）	GRS80	ITRF94（1997年1月1日）
日本測地系2011（JGD2011） （東日本・北陸4県）	GRS80	ITRF2008（2011年5月24日）
“ （西日本、北海道）	GRS80	ITRF94（1997年1月1日）



基準点成果の改定



参考（測定の歴史） 基準点測量（三角測量）

1. 三角測量の方法

三角法と三角関数の理論を応用したのが三角測量

2. 日本の三角測量

民部官庶務司戸籍地図掛を設置	・・・	1869年（明治2年）
三角測量の基礎の始まり 明治維新後	・・・	1871年（明治4年）
関八州大三角測量の着手（内務省）	・・・	1875年（明治8年）
陸軍参謀本部（測量局）全国測量の基本計画	・・・	1878年（明治11年）
一等三角測量の本格的開始	・・・	1882年（明治15年）
一等三角測量の終了	・・・	1915年（大正4年）
三等三角測量の終了	・・・	1920年（大正9年）

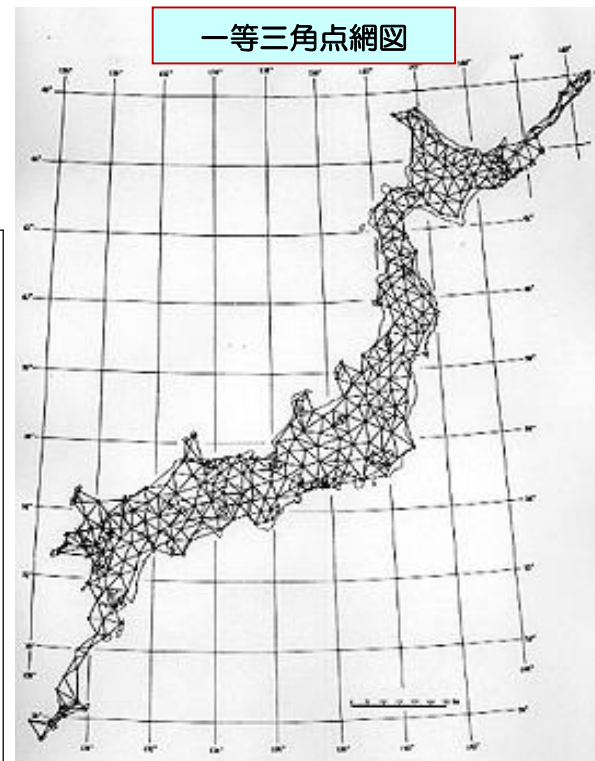
※ 約45年間で約4万点の基準点（三角点）を設置。

新田次郎原作 映画「剣岳点の記」(2008)はこの頃。

出演：浅野忠信 宮崎あおい 役所広司 中村トオル 香川照之 ほか
あらすじ

明治39年、参謀本部陸地測量部の測量手柴崎芳太郎は、五万分の一地形図作成のために三等三角点網を完成すべく、北アルプス剣岳への登頂と三角点埋設の至上命令を受ける。当時の剣岳は前人未踏の信仰の山であった。

ほぼ同時期には日本山岳会（当時は山岳会と呼称）が結成され、剣岳初登頂を虎視眈々とねらっていた。



国土地理院HPより

1. 高さの測定

- 2地点間の高低差（比高）を求める測量、既知点（水準点）より新点の標高を得る。
- 古来より高さの測定は水平位置を求めること以上に生活に密着している。
（畑の灌漑、田の水張り～歴史に残る黄河の治水工事、巨大墳墓の建設）

2. 日本の水準測量

間接水準、水盤、水盛り 玉川上水の水準測量

• • • 明治以前

• • • 1654年

富士山標高の測定

• • • 1727年

3895m（当時の結果） ➡ 3776m（現在）

近代水準測量の実施

東京～塩釜、東京～横浜間 を実施

・ ・ ・ 1875年（明治8年）

全国の一等水準測量を企画（陸地測量部）

・ ・ ・ 1882年（明治15年）

一等水準測量の開始

・ ・ ・ 1883年（明治16年）

全国2万kmを回りきる

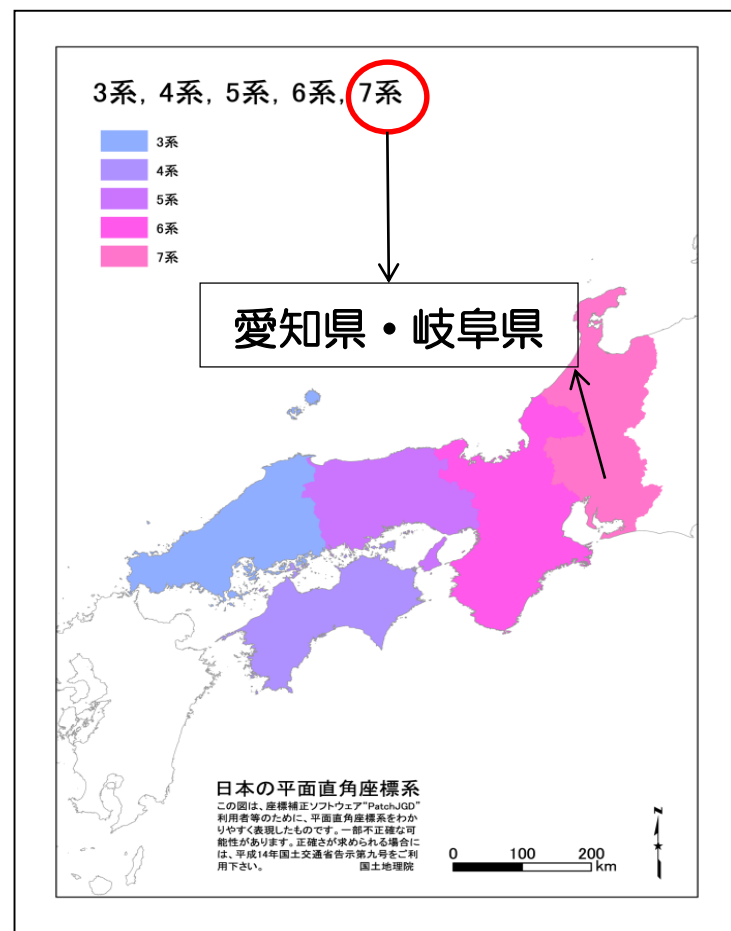
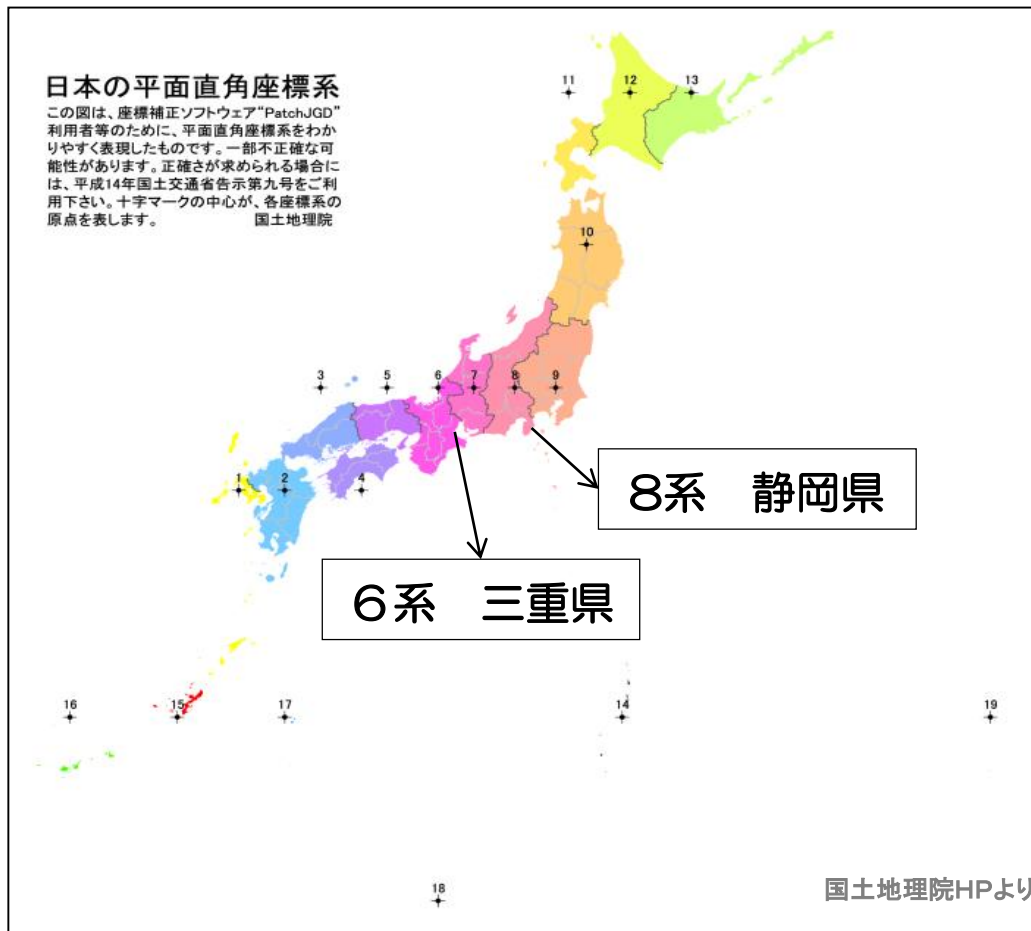
・ ・ ・ 1913年（大正2年）



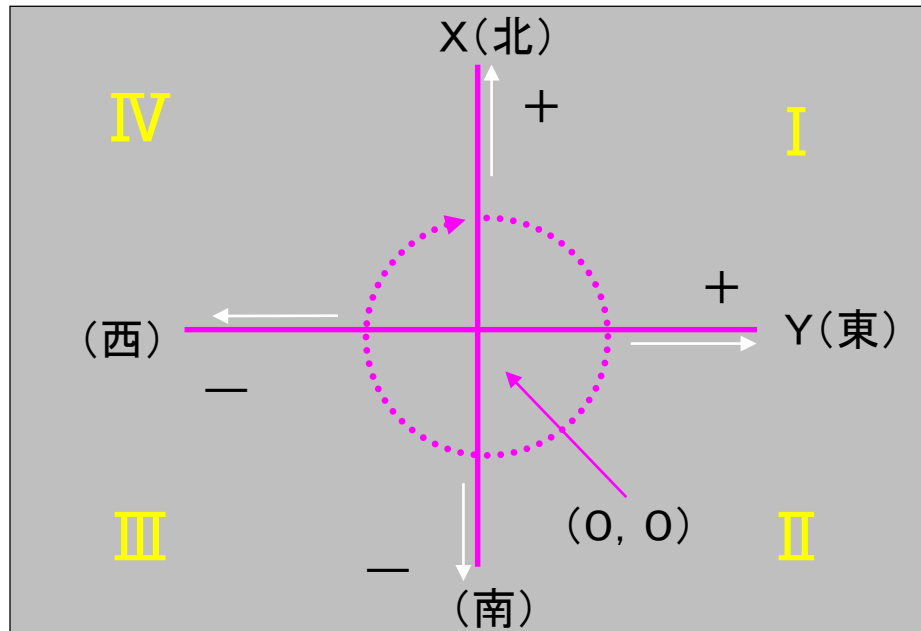
平面直角座標系（１）（平成14年国土交通省告示第9号）

公共測量成果は平面直角座標系により全国を19系で表している。

☆ 国土調査法施行令では、全17系で表示されている。



平面直角座標系（２）等角投影法（ガウス・クリューゲル）によって表示



1. 座標系のX軸

原点において子午線に一致する軸**真北**に向う値を**正**
座標系の**Y軸**

原点において座標系のX軸に直交**真東**に向う値を**正**

2. 座標系のX軸上における**縮尺係数** 0.9999

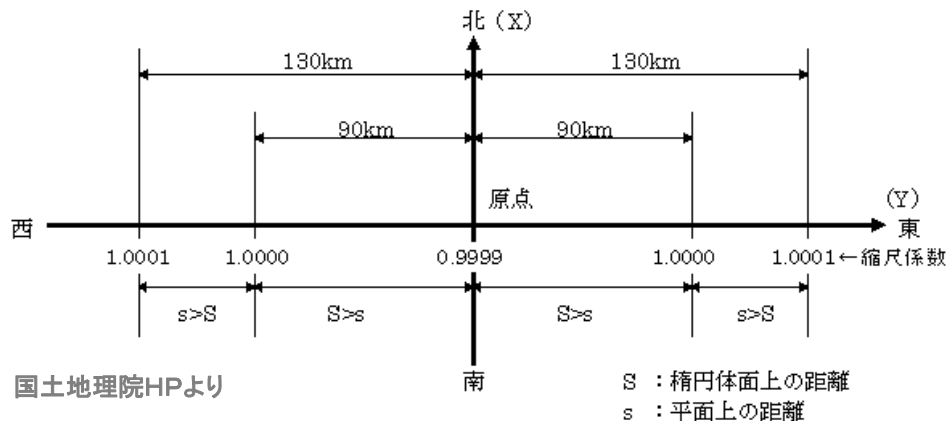
3. 座標系原点の座標値

X = 0.000メートル

Y = 0.000メートル

平面直角座標系

- 座標原点を通る子午線は**等長**。
- 図形は**等角の相似形**に投影している。
- 距離は原点から東西に離れるに従って**平面距離が増大**。
- 投影距離の誤差→相対的に**1/10,000**以内に収まるよう座標原点に**縮尺係数 (0.9999)**を与え、かつ、座標原点より**東西130km**以内を適用範囲とした座標系としている。

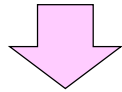


地球上の位置（経度・緯度・標高）及びジオイド

日本における地球上の位置（経度・緯度）など、測量の基準として「GRS80楕円体」を採用している。

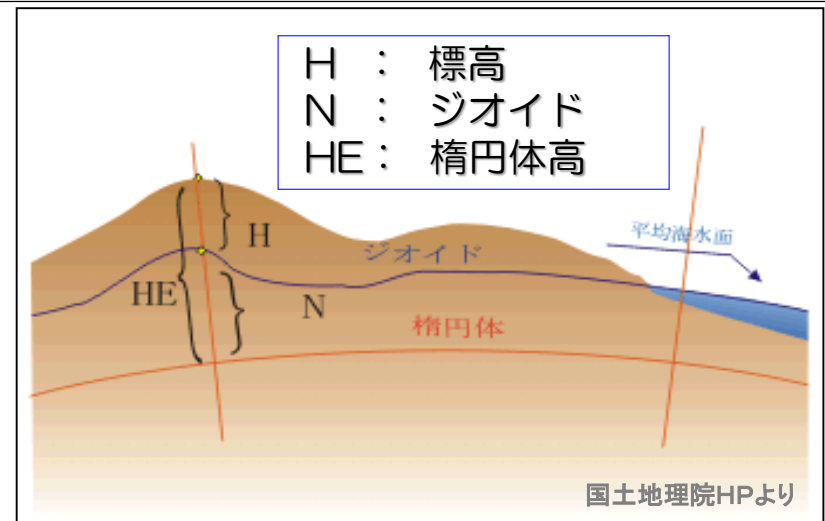
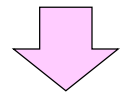
東京湾平均海面が「ジオイド」と一致すると考え、標高の基準を0mとしており、標高はその「ジオイド」から測定した高さです。

実際の地球は、山や谷や海があり、基準面としては複雑すぎて実用的ではない



地球を形をもっともよく代表する

モデルが → ジオイド



ジオイドに極めて調和的で地球の形に最も近似する楕円帯
回転楕円体（準拠楕円体）・・・「GRS80楕円体」

ジオイド、重力ジオイド・モデルとは

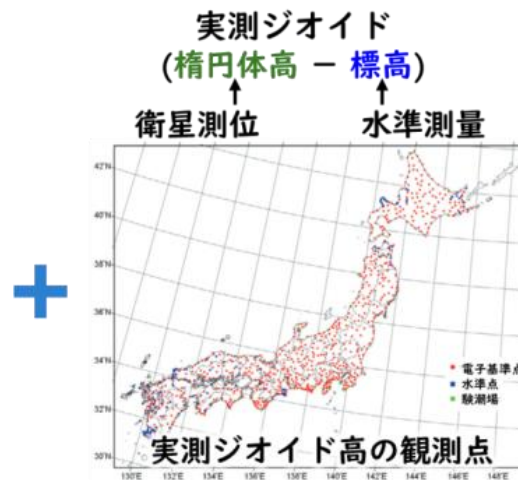
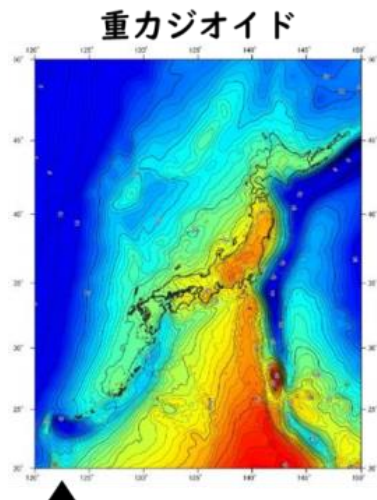
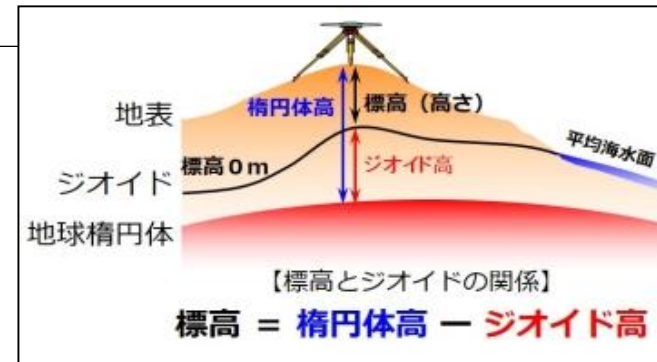
日本の高さの基準に適合した「ジオイド・モデル」を作成

これまでの
ジオイド・モデル

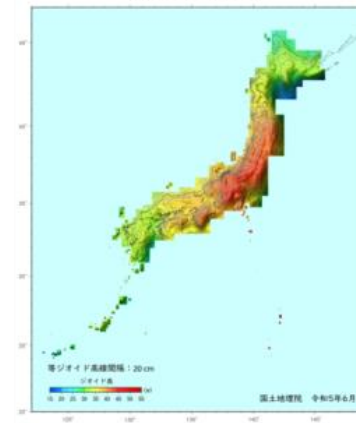
- 地球上のあらゆる場所に水平面を想定することができる
- 重力によるポテンシャルが等しい面・・・「水準面」

※ 国土地理院では、人工衛星の軌道観測から求められた全地球重力モデルを基盤に精密な重力モデルの構築を行っている。

日本の高さの基準に適合し、基本測量等の基礎データとなるジオイドモデルを構築するため、ジオイド測量により日本の高さの基準に適合するように求めたジオイド高を使用して、重力ジオイド・モデルに補正を施し作成しています。



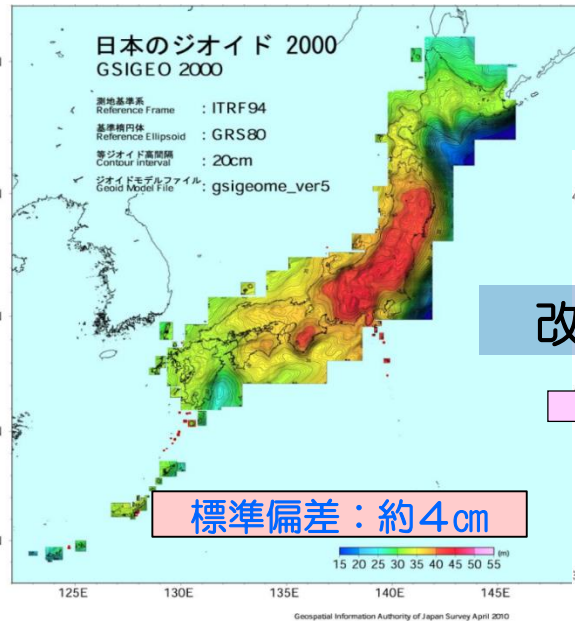
日本のジオイド2011
(ver2.2)



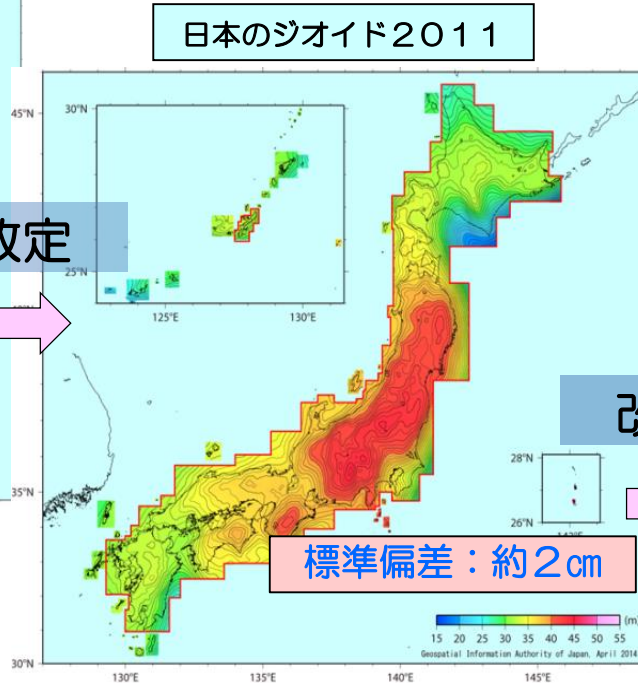
国土地理院HPより

ジオイド・モデルの改定 ジオイド2000 → 2011 → 2024 (R7.4.1)

P.66 参照



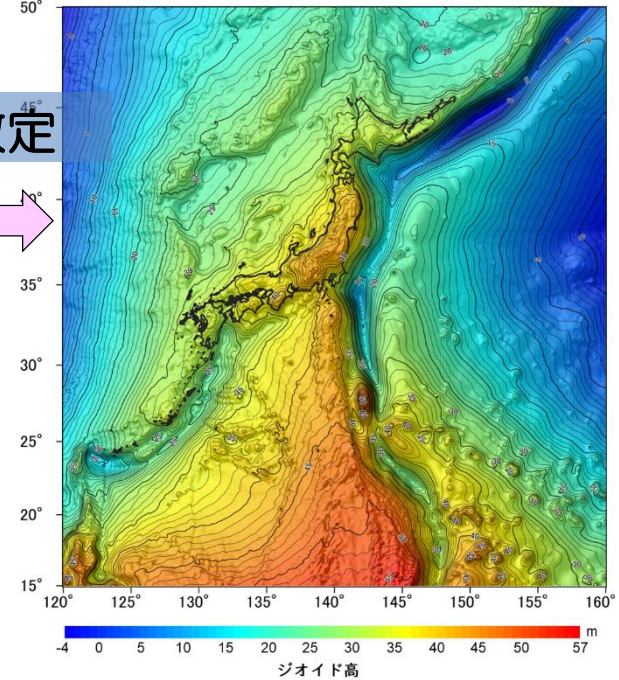
改定



改定

ジオイド2024

ジオイド2024日本とその周辺



日本の高さの基準に
適合したジオイド・モ
デルを作成しています

測地基準系：

世界測地系（日本測地系2011）

「日本のジオイド2011」（Ver.2）

（平成28年4月1日に公開）

赤線内「日本のジオイド2011」

その他「日本のジオイド2000」

国土地理院HPより

全国の標高成果の改定 ～衛星測位を基盤とする新しい標高へ～

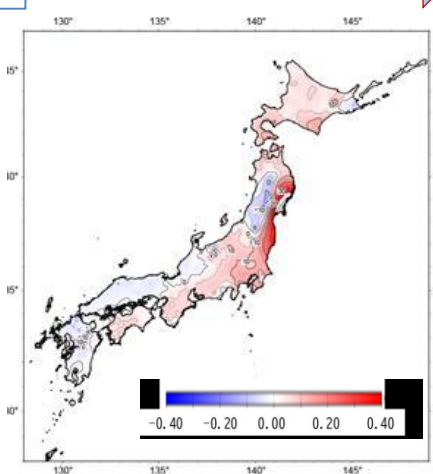
なぜ、**令和7年度**から標高成果を変える必要があるのか。

国土地理院 HPより

- 我が国は地殻変動が激しく、**長年の地殻変動**で累積した海面と標高との位置関係に**ズレ**が生じている。（時間経過による地殻変動の累積）
- 水準測量は距離に応じて誤差が累積する特徴があり、日本水準原点（東京）から離れると標高の誤差が大きくなる。

- 令和元年度から実施した航空重力測量により、水準測量による累積誤差を含まない標高基準「**ジオイド2024日本とその周辺**」（ジオイド・モデル）が完成。
- 国土地理院が管理する電子基準点などの基準点の標高成果について、**令和7年4月1日**に**衛星測位を基盤とする最新の値へ改定**。「**測地成果2024**」に改定

時間経過



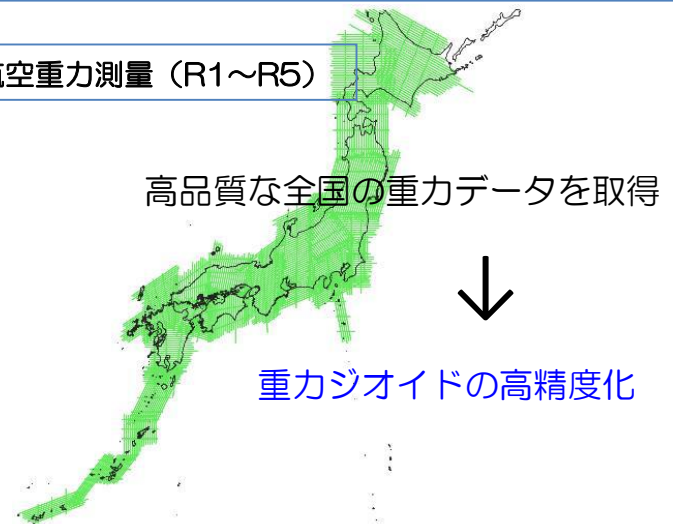
長年の地殻変動
（累積変動量）等による
ズレを解消する必要がある。

2011年～2023年の上下方向の地殻変動量

※今回の標高成果の改定量とは異なる

改定量には水準測量の誤差や新旧ジオイドの差を含む。
また、地殻変動が累積する期間や場所によっても異なる。

航空重力測量（R1～R5）



電子基準点【地殻変動監視及び各種測量の基準】

P.68 参照

全国約1,300ヶ所に設置されたGNSS連続観測点（施設）
基礎部には電子基準点付属標（金属標）が埋設してあります

国土地理院HPより

基準点測量

トータルステーション（TS）等を用いる測量の
基準として利用

水準測量

電子基準点付属標の多くは水準点を既
知点として水準測量を行い二等水準点と
同精度の標高となっていました。全国
の水準点の新しい標高は、電子基準点付
属標の標高を固定して算出。

電子基準点成果表 ※ 次項参照

変更

測地成果2011 → 「測地成果2024」

全点がジオイドによる算出となるため
標高区分欄に「水準測量による」との記
載を削除

電子基準点の付属標の成果

水準測量（全等級）の既知点として使
用可能



電子基準点付属標



参考：電子基準点（基準点成果表の記載の変更）

■ 電子基準点「つくば3」の場合

※ 基準点成果表の記載の変更

水平位置（緯度及び経度）の値は「測地成果2011」から変更ありません

基準点成果表

世界測地系「測地成果2011」

基準点コード 種 別	冠字番号 基準点名	緯度 経度 標高	X (m) Y (m) 座標系	縮尺係数 楕円体高	1 / 5 万国名 標高区分 作業内容 作業年月日
EL05440102605 電子基準点	つくば3	360613.0866 1400510.7347 29.528	11527.835 22777.641 9系	0.999906 楕円体高 69.71	土浦 水準測量による 標高改算 2014/03/20

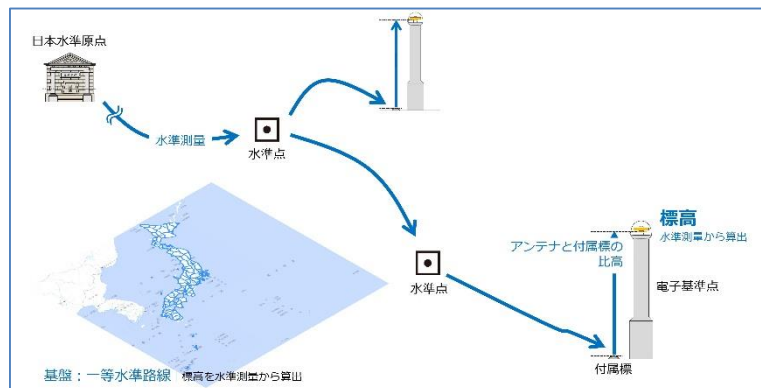
成果値の定義が変更されるため
「測地成果2024」に変更

衛星測位を基盤とする
元期が明確な最新の標高に改定

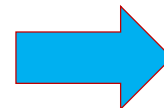
最新の楕円体高に改定、桁数をmm位に変更
「標高」と「ジオイド高」から算出可能となるため
数年の移行期間後に記載を削除

全点がジオイドによる
算出となるため
記載を削除

水準測量を基盤とする標高体系

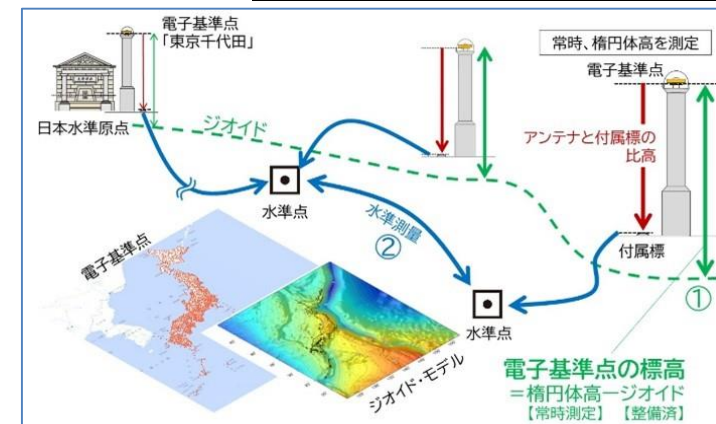


標高体系の移行



国土地理院HPより

衛星測位を基盤とする標高体系



「令和7年4月14日 事務連絡令和7年4月1日標高成果改定に伴う地籍調査事業における取扱いについて」
（原文） （国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室 企画専門官）

令和7年4月1日に標高成果が「測地成果2024」改訂されましたが、当該改定に伴う、**地籍調査事業における取扱いは、以下のとおりとします**ので、管轄の各市町村等の地籍調査担当者へ周知くださいますようお願いいたします。

1. 令和7年3月31日以前にC、D、FⅠ、FⅡ-1、FⅡ-2又はG工程のいずれかを実施しており、
認証請求前の地区 原則、**標高改定は行わず**、最終工程まで実施すること。ただし、以下に留意すること。

- ・既知点とする基準点は標高改定前の測量成果（測地成果2011）を使用する。
- ・ジオイド・モデルを使用する場合は、従来モデル「日本のジオイド2011」を使用する。

なお、国土地理院から公表の標高補正パラメータによる換算を行い、「**測地成果2024**」による作業を行うことも可能であるが、その場合は「2. 令和7年4月1日以降に、新たにC工程から作業を実施する地区」の留意点を踏まえて作業を行うこと。

2. 令和7年4月1日以降に、新たにC工程から作業を実施する地区
原則、**標高改定された成果を使用し**、作業を実施すること。ただし、以下について留意すること。

- ・既知点とする基準点は標高改定された測量成果を使用する。また、既に設置された地籍図根三角点、地籍図根多角点を既知点として使用する場合は、標高補正パラメータによる補正を行い、「測地成果2024」の成果とする。
- ・ジオイド・モデルを使用する場合は、新しいジオイド・モデル「ジオイド2024」日本とその周辺」を使用する。

3. その他

標高改定への対応については上記1. 2. を原則とし、標高改定の方法や成果表の記載等の上記1. 2. に記載のない事項についての取扱いは公共測量に準じて実施することとする。

作業の実施にあたっては、国土地理院ホームページ「**令和7年度 電子基準点、三角点、水準点等の標高改定に伴う公共測量成果への対応について**」も併せてご確認ください。

セミ・ダイナミック補正の導入（地殻変動による歪みの影響）

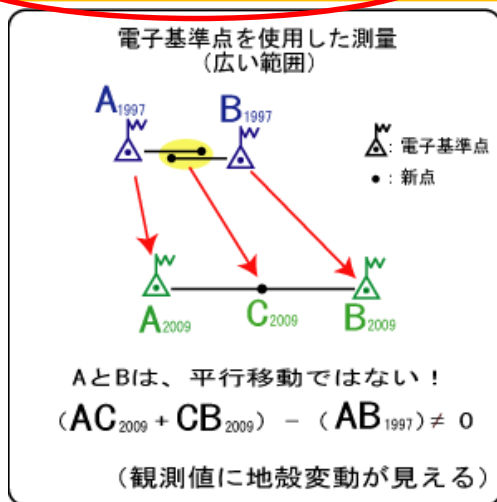
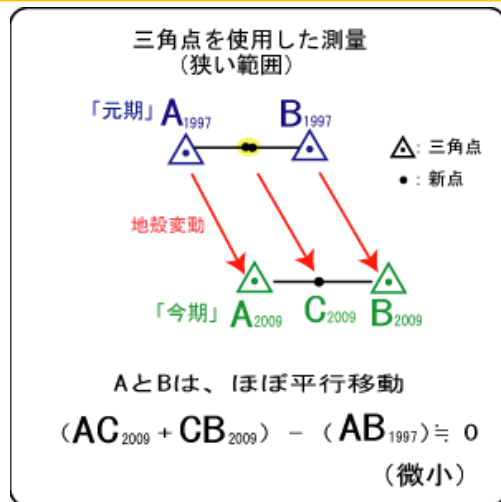
元期において高い精度で求められた基準点の座標値は地殻変動のために年々その精度が劣化していると考えられる。

$$\text{歪み量 (mm)} = \text{歪み速度 (ppm/year)} \times \text{元期からの経過時間 (年)} \times \text{基線長 (km)}$$

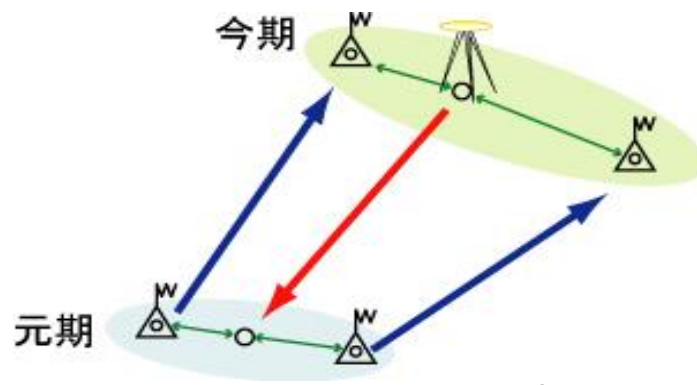
測量成果（元期の基準点の位置座標）と今期の基準点の位置座標の乖離が進み地殻変動による歪みが蓄積すると、測量計算に影響を及ぼすと懸念されます。

- ・ 元期（げんき）：測地成果2011の基準日を測量成果の元期と呼ぶ。
- ・ 今期（こんき）：元期に対して観測を行った時点を今期と呼ぶ。

測量成果を改定せずに、既存の測量成果と観測結果の間に生じる地殻変動の歪みの影響を補正することを目的に導入されるのがセミ・ダイナミック補正



セミ・ダイナミック補正のイメージ



国土地理院HPより

公共基準点 1級～4級基準点測量（公共測量作業規程準則第22条）

一公共測量一 作業規程の準則 より

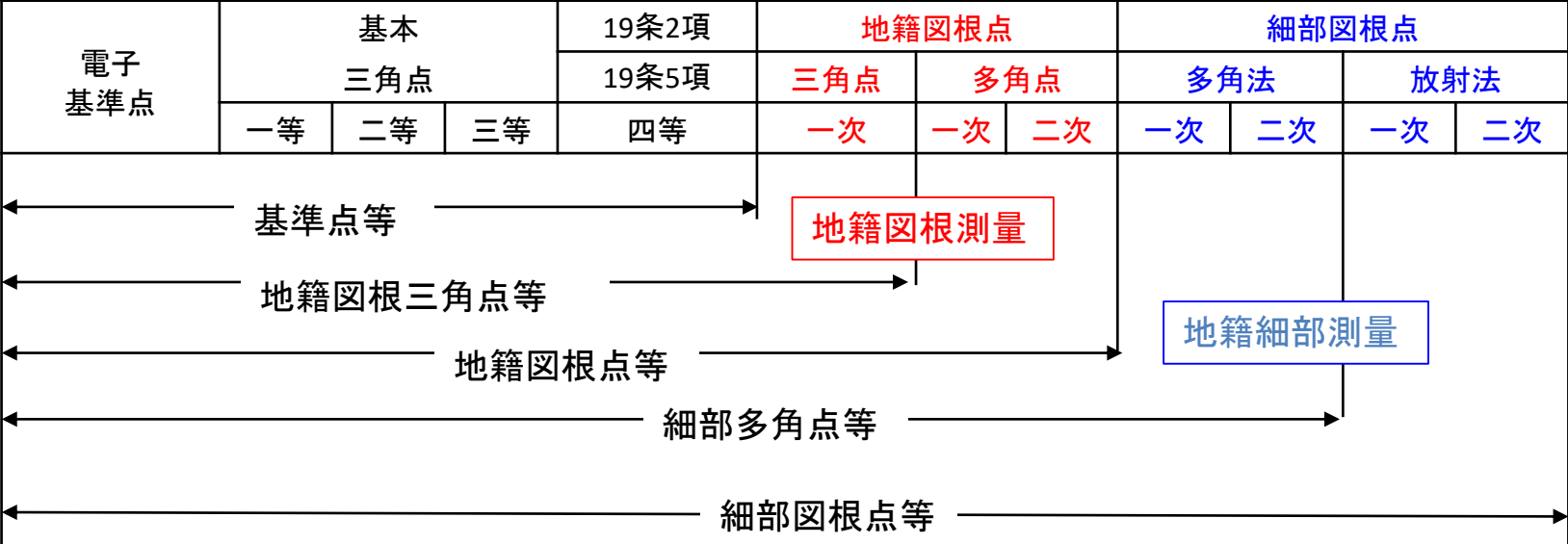
- ・ **基準点測量**：基準点測量、水準測量、復旧測量

基準点測量 基準点・・・水平の位置座標が定められた点

水準測量 水準点・・・基準面からの標高が定められた点

区分	項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
既知点の種類	電子基準点	電子基準点	電子基準点	電子基準点	電子基準点
	一～四等三角点	一～四等三角点	一～四等三角点	一～四等三角点	一～四等三角点
	1級基準点	1～2級基準点	1～2級基準点	1～3級基準点	
既知点間距離（m）		4,000	2,000	1,500	500
新点間距離（m）		1,000	500	200	50
線状（線的）での測量計画 （S＝測量延長 km）	$S \div 1,000$	$S \div 500 -$ （1級基準点）	$S \div 200 -$ （1,2級基準点）	$S \div 50 -$ （1,2,3級基準点）	
区域（面的）での測量計画 （A＝測量区域面積 ha）	$A \div 87.0$	$A \div 22.0 -$ （1級基準点）	$A \div 3.5 -$ （1,2級基準点）	$A \div 0.2 -$ （1,2,3級基準点）	

地籍図根点（地籍調査作業規程準則第43条）



（地籍図根点）第四十三条
地籍図根三角測量により決定された点を地籍図根三角点、地籍図根多角測量により決定された点を地籍図根多角点といい、これらを地籍図根点と総称する。
2 前項に定めるほか、基準点測量（補助基準点測量を除く。）により決定された節点を地籍図根三角点とすることができる。

運用基準（節点等）第20条
第20条 基準点測量（補助基準点測量を除く。）により決定された節点を地籍図根三 角点とする場合には、事前に国土地理院の意見を求めるものとする。
2 地籍図根三角測量により決定された節点は、1 次の地籍図根多角点とすることができるものとする。

令和7年度「地籍の匠・担い手講座」
「技術管理」テキストより一部引用

地籍調査作業規程準則運用基準第19条の3 （使用可能な公共基準点等を明示）

一覧表にすると

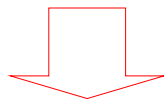
基準点の種類	公共基準点の種類	街区基準点の種類	同等の図根点の種類
四等三角点	1級基準点		
補助基準点※1	2級基準点	街区三角点	1次の地籍図根三角点
補助基準点※2	3級基準点	街区多角点	1次の地籍図根多角点
	4級基準点		2次の地籍図根多角点

※1. 主として宅地が占める地域以外におけるもの

※2. 主として宅地が占める地域におけるもの

注意）準則第38条 （同等以上の精度を有する基準点）

第19条の2 準則第38条に規定する「同等以上の精度を有する基準点」とは、測量法第41条第1項の規定に基づく国土地理院長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点とする。

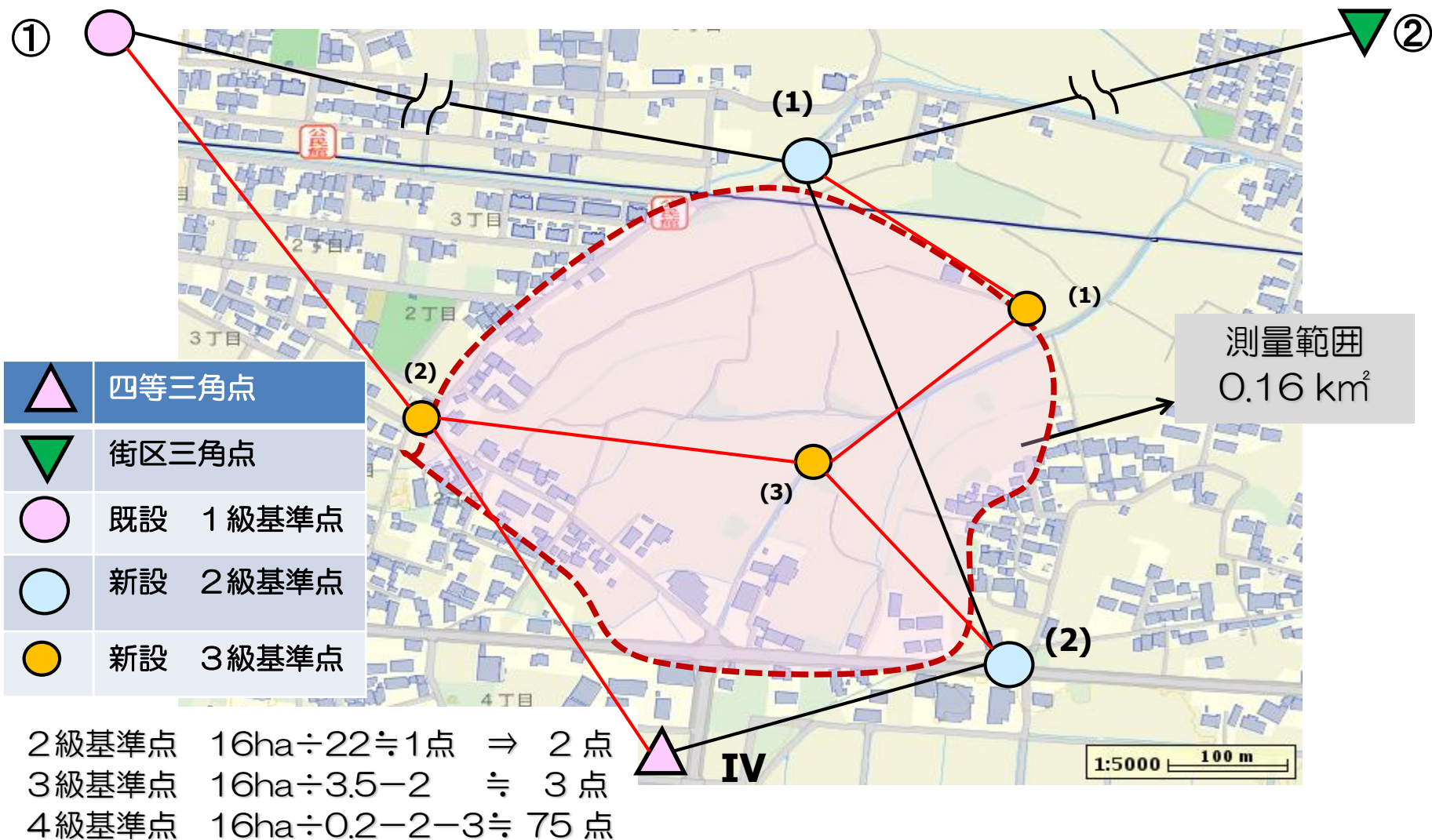


審査結果

「本成果は、当該作業規程に定める精度を充分有するものである」

令和7年度「地籍の匠・担い手講座」
国土交通省テキストより引用

基準点測量 平均計画例



GNSS測量 (Global Navigation Satellite System)

人工衛星 (GPS衛星等) を用いて位置を決定します。

GPS (米国)、GLONASS (ロシア)、Galileo (欧州連合)、**QZSS** (準天頂衛星システム 日本)

GPS衛星等からの電波を受信し、位相データ等を記録する作業。

GPS衛星等からの電波

L1周波数帯 (L 1 帯) **L2**周波数帯 (L 2 帯) **L5**周波数帯 (L 5 帯)

基線解析計算 (各基線ベクトルの3次元要素を求める計算)

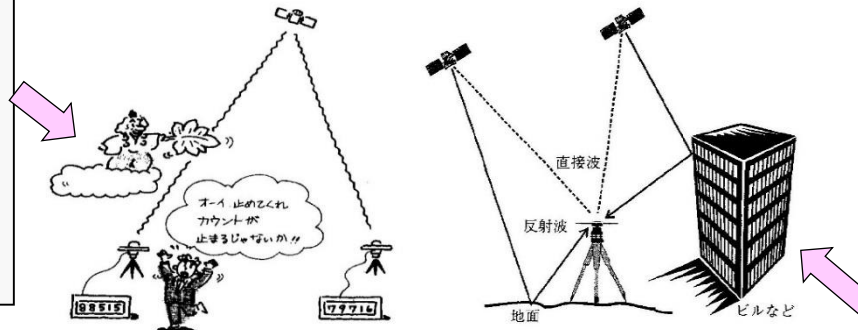
観測点の幾何学的な位置関係を求める。

観測点の間を基線で結んでできる測地網の形状、大きさ、方向を3次元的に決める。

サイクルスリップ

衛星からの信号が何らかの理由で受信できなくなり、搬送波位相の整数部分の情報が失われてしまう。

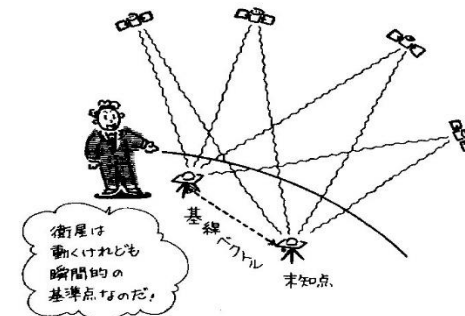
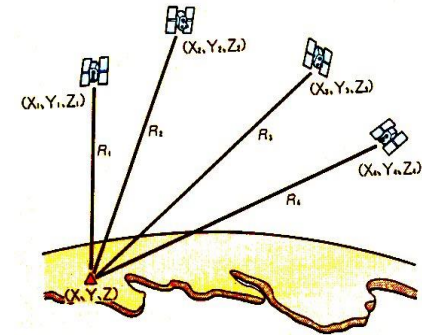
(解析ソフトによる自動処理)



スタティック法
(静的干渉測位)



RTK法
(動的干渉測位)



マルチパス (電波反射)

電波の反射は地上にある様々な金属体や建物の壁で起こる。

但し、地面や水面の反射はほとんど影響されない。

QZSS：準天頂衛星システム（日本）

準天頂衛星：みちびき

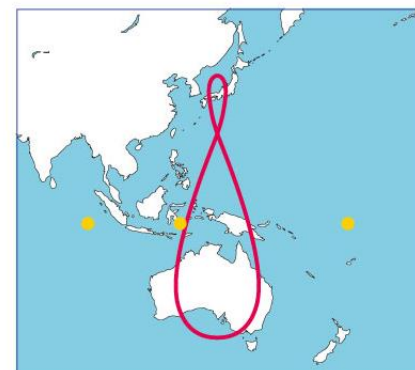


静止軌道と同じ周期、軌道傾斜角45°

日本付近で高仰角

4機体制時

7機体制時



4機体制時

7機体制時

他国GNSS

準天頂衛星

測位には他国のGNSSが必要

準天頂衛星

準天頂衛星だけで位置を計算できる



準天頂衛星
(QZSS)

GPS補完・補強

内閣府HPより

2023
年度

2024
年度

2025
年度

2026
年度

2号機
3号機
4号機
初号機後継機

5号機打ち上げ

6号機打ち上げ

7号機打ち上げ

4機体制

7機体制

参考 2. 地籍調査関係法令等（令和2年度～6年度）

番号	施行日	法律・法令番号	内容
①	令和2年3月31日	法律第12号	土地基本法等の一部を改正する法律 • 土地基本法 • 国土調査促進特別措置法 • 国土調査法 • 不動産登記法 • 地方自治法
②	令和2年6月30日	国土交通省令 第62号	地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令 • 登記官に対する協力の求め • 現地調査等の通知 • 筆界表示杭の設置 • 筆界の調査
③	令和2年9月29日	国土交通省令 第79号	国土調査法施行規則等の一部を改正する省令 • 地籍調査作業規程準則の一部を改正 • 効率的な手法導入推進基本調査作業規程準則一部改正 • 被災地域境界基本調査作業規程準則一部改正
④	令和6年6月28日	国土交通省令 第73号	国土調査法施行規則等の一部を改正する省令 • 地籍調査作業規程準則の一部を改正

参考 2. 地籍調査関係通達等（令和5～6年度）

番号	施行日	通知番号	内容
1	令和5年6月16日	国不籍第136号	地籍調査作業規定準則運用基準の一部改正 
2	令和5年6月19日	国不籍第148号	「地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」の一部改正について（通知） 
3	令和5年6月19日	国不籍第149号	2項委託に係る街区境界調査における地籍調査事業工程管理及び検査規程細則について（通知）
4	令和5年6月19日	国不籍第150号	地籍調査事業（街区境界調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正（通知）
5	令和5年6月19日	国不籍第151号	2項委託に係る地籍調査事業（街区境界調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正（通知）
6	令和5年6月19日	国不籍第152号	地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正（通知）
7	令和5年6月19日	国不籍第153号	2項委託に係る地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正（通知）
8	令和6年1月26日	法務省民第74号	令和6年能登半島地震の災害復旧における境界標識の保存について（依頼）
9	令和6年1月10日	事務連絡	令和6年1月1日の能登半島地震の発生に伴い 基準点測量成果が公表停止となった地域における 令和5年度地籍調査の実施について
10	令和6年2月15日	事務連絡	令和6年1月1日の能登半島地震の発生に伴い 基準点測量成果が公表停止となった地域における 令和5年度地籍調査の実施について（補足）
11	令和6年3月19日	事務連絡	「街区境界調査の手引き」の改定について 
12	令和6年4月24日	国不籍第94号	「地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」の一部改正について（通知）
13	令和6年4月24日	国不籍第95号	「2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則」の一部改正について（通知）

参考 2. 地籍調査関係通達等（令和5～6年度）

番号	施行日	通知番号	16. 所有者関係情報の追加	内容
14	令和6年4月24日	国不籍第96号		地籍調査事業（街区境界調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正について（通知）
15	令和6年4月24日	国不籍第97号		2項委託に係る地籍調査事業（街区境界調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正について（通知）
16	令和6年6月3日	国不籍第233号		地籍調査における介護保険事務に利用する目的で保有する所有者等関係情報の内部利用等について（通知）
17	令和6年6月28日	国不籍第270号	地籍調査作業規程準則の一部改正	土地境界のみなし確認制度を新設ほか
18	令和6年6月28日	国不籍第284号		地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の一部改正について（通知）
19	令和6年6月28日	国不籍第285号		2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則の一部改正について（通知）
20	令和6年6月28日	国不籍第286号		地籍調査事業（街区境界調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正について
21	令和6年6月28日	国不籍第287号		2項委託に係る地籍調査事業（街区境界調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正について（通知）
22	令和6年6月28日	国不籍第288号		地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正（通知）
23	令和6年6月28日	国不籍第289号		2項委託に係る地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則の一部改正（通知）
24	令和6年6月28日	国不籍第307号		現地調査等の通知に無反応な土地の所有者等がいる場合における筆界の調査要領の作成について（通知）
25	令和6年8月19日	事務連絡		令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震の発生に伴い 基準点測量成果が公表停止となった地域における 令和6年度地籍調査の実施について
				18. 現地検査はオンライン等にて確認できる



土地政策研修（地籍調査）について
皆様の参考になれば幸いです。
ご静聴ありがとうございました。



中部地区土地政策推進連携協議会

（一社）日本国土調査測量協会 東海地区事業委員会